

<論題>

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則 について（上）

—「自由時間」の経済学序説—

武井 博之

目次

まえがき

第一節 労働時間とその短縮の意義

—問題の提示—

第二節 旧来の研究における労働時間法則と利潤率法則について

—内海義夫氏、置塙信雄氏および杉原四郎氏の場合—

第三節 労働日の最大限度における二つの限界について

—いわゆる「勢力説」を中心に—

第四節 「グレンツェ規定」と階級闘争について

—宇野学派によるマルクス「批判」—

……以上、本号

第五節 マルクスの「労働時間短縮」モデルについて

—相対的剩余価値生産の生産様式をめぐって—

第六節 時短下における利潤率の傾向的低下法則について

—特別利潤の定式化としての「置塙定理」—

第七節 マルクスの利潤率低下法則における時短の意義

—結論と若干の問題点—

おわりに

まえがき

世界における労働時間の短縮運動は、戦後50年近く経た今日の経済大国日本をとらえつつある。しかし、日本の資本家階級の経済的支配は強力で、ヨーロッパ並みの時短といえど、かなり苦しい闘争を労働者階級に強制するであろう。

まさに生みの苦しみである。

だがこの時短運動の実際と共にその理論的解明もまた非常な困難に陥っているといわざるをえないだろう。少なくともマルクス経済学研究者にとって、時短問題は実践上焦眉であるばかりか、経済学批判体系の発展にとっても極めて重要な課題を提起するはずであった。にもかかわらず、時短の理論的解明は、戦後、一定の礎石がすえられて以降停滞したままであり、一部では階級闘争から遊離した空疎な迷論に埋没しているように思われる。

本稿では、まず時短の意義とその必然性を解明した後、その理論的解明をとりあえず利潤率低下法則との関係においてとりあげ、時短による同法則の新しい実現形態として展開している。そしてその根底において、マルクスの労働節約という根本的思想が貫徹されているのを見るであろう。実証面でも論証面でもまた文献面でも全く不充分な本研究ではあるが、今後の時短ならびに低下法則の諸研究の何らかの参考になれば幸いである。

第1節 労働時間とその短縮の意義

—問題の提示—

最初に労働時間とは何かについて考え、次にその短縮の歴史と意義について一瞥した後、問題の所在を明らかにしよう。

普通、労働時間はといえば、人が工場なり、オフィスなりの一定の職場において、さまざまな生産およびサービス労働を行なう一連の時間である。日本なら、さしあたり、経営者と労働組合との「協定」(三六協定)で定められている「所定内労働時間+恒常的残業時間」¹⁾さらに、プラス「サービス残業時間」である。ただ、日本の政府統計では、欧米と異なり、実労働時間には、「手待ち時間」や休憩時間が含まれていない²⁾が、実際に労働していないとも使用者

1) 山本 潔『日本の賃金・労働時間』、1982、151頁。

2) 泉 弘志「統計にみる世界と日本のくらし」(『到来するか、ボーダーレス社会』1991) 199頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

にとってその最大限の労働遂行に必要な「ロスタイム」であるかぎり、また労働者にとって何ら空間的・行動的自由を選択しえない限り、労働時間に含まれる拘束時間と見なされるべきであろう。

しかしながら、さらに、人類史にとっての労働時間というものを考えるならば、狭義の実労働時間（の長さ）のみでなく、その全生活時間における意味、役割、本質についても、再考しておく必要があろう。

労働を「遊戲」（フーリエ）あるいは「体育」（マルクス）と見なしうるかは別として、人間一人一人の個性的発達をめざしつつある人類（少数の先進国という極めて限られた範囲内でしかないが）にとって、一連の労働時間は、一日24時間の全生活時間、さらには全生涯時間の中に再構成され、人生設計に組み込まれていかねばならない。

もちろん、手による労働は、エンゲルスが書いたように人類が類人猿から進化するに根元的な役割を果たした。しかも一層、労働生産性を高める高度でかつ複雑な労働を追求する必要は、なおかつある。だが、個々人は当然家族、友人、共同体の人々等の肉体的・精神的労働を育成発展させるためにも、一連の労働時間を所与とせず、個々人の社会的人間としての発達の生活時間の視点から、つまり観点を転換させて、今や本格的に労働時間の配分と調整が「計画」さるべきであろう³⁾。

3) 大島雄一『価格と資本の理論』（増補版、1974年）：

「もともと人間は社会的存在である。……略——武井——……しかし諸個人はいずれも個性的存在であり、その労働は直接には個人的労働としてしかおこなわれない。諸個人の労働は一定の社会的統制のもとでのみ社会的労働となる。……略——武井——……そうしてこの社会的統制はすくなくともつきの三つの基本的要請をみたさなくてはならないといえよう。

[1] 社会は、諸個人の労働時間を、社会的富の形成に必要なかぎりで社会的労働時間として評価しなくてはならない。諸個人の労働はこれによってのみ社会的労働となりうるのであり、これが『労働時間の規制』法則である。[2] 社会は、その再生産・発展のために、その支配下にある生産手段および労働力を、各種の必要生産財・消費財の生産に比例的に配分しなくてはならない。いわゆる『労働配分の法則』がこれである。[3] 社会は、その再生産・発展のために、社会的労働の生産性をたえず高めなくてはならない。この労働生産性の向上は、労働時間を節

このような人類史的視点は、現代の資本主義社会において、自らの労働力と若干の生活諸手段しか持たない大多数の労働者にとって、当面の労働時間の短縮こそが、不可欠の課題、生命線となることを意味する。さもなければ、今日のような超過密かつ長時間労働という資本による強制は、一方で失業をもたらし、他方で過労死をもたらすからである。過酷な肉体上、精神上の負担が、個々の生活リズムを破壊し、一層の生活向上を挫折させる最大の要因は、その全生活時間（睡眠時間すらの浸蝕を除いても）の大半少なくとも過半を占める労働時間の存在にある。

おそらく、全生活時間の半分つまり8時間以内に通勤時間も含めあらゆる準労働時間を含めた全労働時間が限定されなければ、真に人間としての主体的な自由活動が成立しえないのである。それまでは、既に触れたマルクスの言葉が生きているのである。種々のフレックス制あるいは在宅勤務、リフレッシュ休暇等には眞の生活時間は、存在せず、労働時間の延長線にのみ成立させられているにすぎないということになる。

労働時間をめぐる対立の歴史は、長い労働の歴史において、極めて近代的なものであり、資本主義生産様式の勃興と軌を一した。それ以前の社会では、「経済問題にも社会問題にもならなかった」⁴⁾。原始社会では、収穫物が余れば昼寝や祭等の余暇のために利用され、たとえ収穫物が少なく長時間にわたり「働く」かねばならなかったとしても、構成員全員が労苦を共にしたため「社会問題」が生じることもなかった。「古代および中世社会では、例外的に金銀

約し、人間が『時間の主人』となるための潜在的可能性を準備する。いわゆる『労働節約の法則』がこれである。

右の三つの法則は、それなしにはいかなる社会の存続・発展もありえないという意味で、社会発展の『自然法則』ないし本源的経済法則とみることができる。いまこれを社会的生産物に対象化された次元でみて、この『自然法則』を価値法則とよぶことにしよう。」（同上、34～35頁）『資本論』第二部の流通過程論は、本稿では言及できないが、おそらく大島氏の指摘した「労働配分の法則」と関連すると考えられる。

ただ、マルクスのいう「労働時間の規制」とは、氏のいう第3法則であって、氏のそれはマルクスのいう「簿記」ではないだろうか？

4) 内海義夫『労働時間の歴史』1959. 12頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

鉱山での死に到る過重な労働も生じたが、いずれも交換価値の取得が目的でなく、使用価値目的のため、奴隸なりに牛馬と同様自然人としての肉体的・生理的保護を受けていたのであり、農奴もまた農耕特有の自然的生産条件の制約もあり労働時間が慣習的に固定していたのであった。

労働時間をめぐる闘争は、イギリスで14世紀中葉にはじまり、20世紀末の今日まで実に650年間も連綿と続いている。前半の19世紀中葉までの約500年間は、1349年の労働強制法を端緒とした、労働力の創出のための基本的な労働時間—8時間から、無制限な——延長という資本家の攻勢期であった。特に資本主義生産様式が自分の足で立てるようになった大工業の発展は、わずか19世紀の前後の3分の2期に12時間という自然日の限界を無制限なものに一変させた。

そして、労働時間短縮の運動も、1833年の工場法による「標準労働日」(15時間)の最初の規制以来、現代の週35時間制要求に至るまで150年以上経ている。

19世紀中葉以降の労働時間短縮（以後「時短」とのみ略記）開始期を分水嶺とした資本主義体制下での労働時間の変遷を見てみよう。次の図のような労働時間の長期動向に関する最も単純な直線表示をおこなったのは、J. クチンスキイであった。

労働時間の発展



〈出所〉 J. クチンスキイ『絶対的窮乏化理論』(新川土郎訳) 222頁、
原書、S.181。

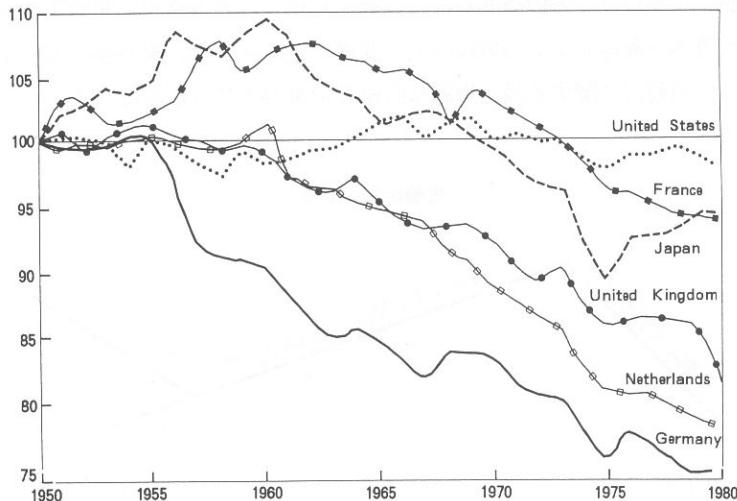
「どの資本主義国も、労働時間の歴史は同じである。労働時間は、初期産業資本主義の初期には延長され、資本主義第二期には短縮され、独占資本の支配下と資本主義の全般的危機の段階とにおいてさらに一層短縮された。しかし、

とくにファシズム下にあっては労働時間延長の傾向が明らかに認められた。⁵⁾

J. クチンスキーが認めているように、19世紀末になると、主要な資本主義諸国の労働時間は、産業資本主義初期の10~12時間にもどり、ファシズム体制を除けば「それ以後、つまり約100年前から、労働時間は短縮の一途を辿っている」⁶⁾のである。

この労働時間の短縮傾向は、第二次大戦後の先進資本主義諸国においても明瞭に読み取ることができる。たとえば、1950~80年までのO E C D 加盟六ヶ国 の平均週労働時間の変化は、次のようなものである。アメリカのようにほとんど横ばいの国もあり、日本の統計においては再検討されねばならない面があるとしても、大勢として少なくとも欧州諸国の労働時間の短縮化傾向は、ドイツのように25年間で25%つまり年間1%の短縮という恐威的な前進を筆頭に、明らかに「着実かつ規則的に」進行している⁷⁾。

Figure 1 CHANGES IN AVERAGE WEEKLY HOURS IN SIX OECD COUNTRIES
1950-1980



〈出所〉 R. A. Hart "Shorter Working Time" p.40

5) J. クチンスキー著、新川土郎訳『絶対的窮乏化理論』1959年、222頁。Jurgen Kuczynski "Die fheoriede Lageder Arbeiter" 1955. Berlin. S. 181。

6) 同上。223頁。S. 182。

7) R. A. Hart "SHORTER WORKING TIME" 1984年。P. 39 (O. E. C. D)

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

1980年以後の10年間余りは、あまり時短は進まず、アメリカさらにはイギリスの増加傾向を別としても、ドイツ以外は、足ぶみの時代にあるといえる。しかも今年に入ってから時短先進国ドイツにおいても、日本企業の長時間労働に対抗して、時間延長政策が議題にかけられようとしている。

だが、ここでは、19世紀の短縮化以後、「部分的には停滞や逆転をへながらも、労働時間は全体として短縮の趨勢をたどってきた。このことは、どの資本主義国にも共通した、普遍的な事実であった⁸⁾」ことを確認できれば充分である。

なぜならば、この時短運動進展の事実こそが、本稿の出発点をなすからである。本稿の目的は、これまでのいかなる経済学者にも優って労働時間に関する考察を集め大成しかつ核心部分となしたK. マルクスの経済学批判体系において、今日までの150年にわたる時短運動とその結果が、いかなる経済学的意義をもつのか？ということについての再吟味にあるからである。まず、マルクスの時代には、単に「可能性」の上にのみ成立した、時短の実現という事実の意義とその本質を解明し、そして、次にマルクス経済学の最も重要な学説の一つ、利潤率の傾向的低下法則の新しい発現形態あるいは作用因として時短を位置づけ、ひいては、同法則を時短という現代的形態で再規定、再構築しよう試みるものである。

このことは、以下のように簡単に問題提示できよう。

周知のように古典派経済学の労働（力）価値説を継承・発展させたK. マルクスは、商品の価値を、労働の分量、その生産のための平均的な社会的必要労働時間で規定し計測されるものとした。そして、労働力商品だけは、一定の資本家の指揮下での労働時間内に、不払労働時間があることを論証し、いわゆる剩余価値学説を確立した。

なお労働時間の計量という場合、尺度基準となる単位は、従来一日の労働時間つまり一労働日における標準的労働時間であったが、今日では、一時間当たり、あるいは週労働時間や「労働年」さらには「生涯労働時間」という新しい計測

8) 坂本悠一「資本主義の歴史と労働時間」（基礎経済科学研究所編『労働時間の経済学』1987, 69頁。

単位が用いられるようになっている。その意味で、マルクスの用いた労働日という「労働時間の絶対的な大きさ」を表現する単位は、単に「一例⁹⁾」とも抽象的にはいえるが、労働する人間の自然的な生命活動維持にとって一日の24時間が最小でかつ最も基本的な労働力再生産単位であろう。

いま仮に、一労働日の労働時間を8時間、週5日制なら週40時間労働とするとき、8時間のうち賃金が支払われた支払労働部分つまり労働力再生産に必要な必要労働部分（Vと記号化する）が4時間、残りの4時間が剩余価値部分つまり不払労働時間（Mと略）であれば、

$$\left\{ \begin{array}{c} \text{労働時間} \\ 8 \text{ 時間} \end{array} \right. = \frac{\text{支払労働時間}}{4 \text{ 時間}} + \frac{\text{不払労働時間}}{4 \text{ 時間}} \quad \dots\dots\dots \text{①}$$

と示される。この時の剩余価値率（M' と略記）、つまり支払労働時間と不払労働時間との割合 M/V は、 $4/4$ つまり100%である。

$$\text{剩余価値率 } \frac{M}{V} = \frac{\text{不払労働時間}}{\text{支払労働時間}} = \frac{4}{4} = 100\% \quad \dots\dots\dots \text{②}$$

ここで時短が行なわれ、6時間労働、週30時間制が実現したとすると、剩余価値率M'は、賃金の切り下げが阻止される限り、50%に低下する。剩余価値Vが半分になるからである。

$$\frac{M}{V} = \frac{4}{4} > \frac{2}{4} = 50\% \quad \dots\dots\dots \text{③}$$

時短による剩余価値率低下は、V一定なら同然であるが、この時短がもう一つのコスト不变資本を（Cと略）ゼロと仮定せず、利潤獲得を最大の目標とする生産手段の所有者たる現実の資本家にとっても、M'ほどではないがダイレクトに利潤率（P' と略）の低下として現われるということである。

$$\text{利潤率 } P' = \frac{M}{V+C} = \frac{4}{4+C} > \frac{2}{4+C} \quad \dots\dots\dots \text{④}$$

(ただし、CはCが一定であることを意味する)

9) 萩原 進「『資本論』の労働時間」(1971, 『経済志林』第38巻第3・4号法政大学) 290頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

ここでは、V不变と同様不变資本の量を一定とする場合に、P'の低下が成立するのであるが、時短は本来個々の資本家の意志に依存せず、外生的に国家等の外部から規制する場合が多いのであるから、この仮定は決して不自然な設定とは言えないであろう。

たとえば右の図は、T. P. ヒルによるOECD諸国の収益率に関する調査・研究レポート¹⁰⁾の一部にある労働問題の研究者藤本武氏の各国の労働時間に関する研究部分に掲載されていた数字¹¹⁾を組み込み作成したものである。

六ヵ国の中には、時短前進国と停滞国とがあり、前者では時短と共に利潤率の低下傾向が明瞭なのに注目されるが、ここでは（詳しくは後述の予定）、いずれの国においても時短の前進および停滞が同時に利潤率の低下および一定とにパラレルに変動していることが読みとられれば良い。

ともあれ、従来の時短に関する議論は、剩余価値論レベル（『資本論』第一部の生産過程の分析）の範囲内でのみ行なわれ、マルクス経済学の全体の中で、とりわけその中心的法則の一つ利潤率低下法則（『資本論』第三部の総過程の分析）との関連で展開されることはない。逆に利潤率法則の研究にお

10) T. P. ヒル『OECE／利潤と収益率』（仁科一彦訳）1983年、207頁。

11) 藤本 武『日本の労働者』1990年、48頁。

製造業における実働または支払われた過労働
時間の変化（先進工業国）

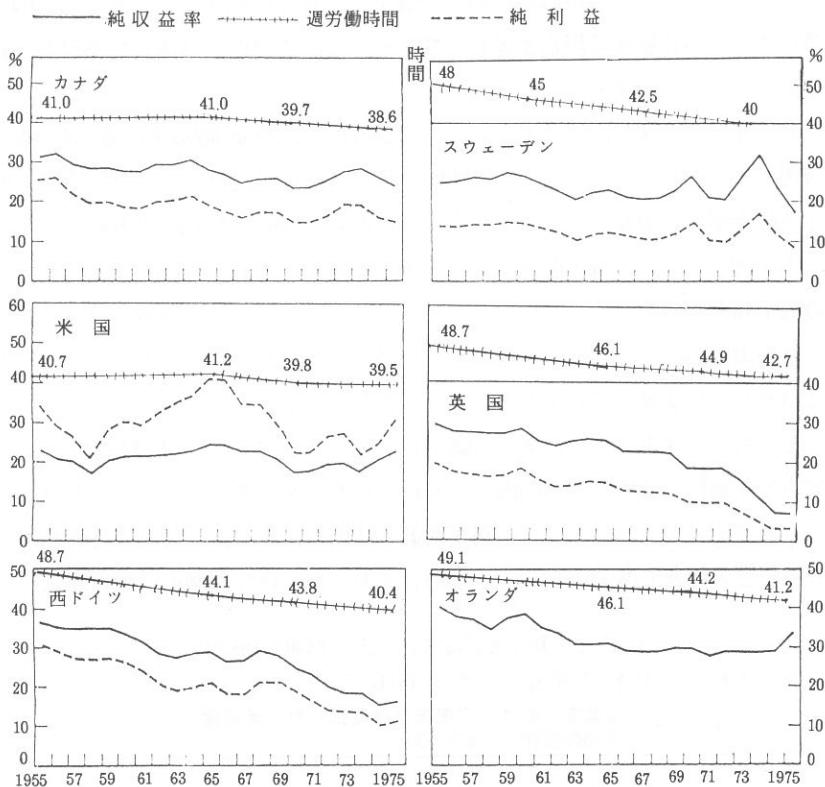
	アメリカ (b)	カナダ (b)	フランス (a)	西ドイツ (b)	オランダ (a)	イギリス (a)
	40.4	42.7	43.3	39.7	48.7	46.0
	40.7	41.0	45.4	48.7	49.1	*48.7
	41.2	41.0	45.6	44.1	46.1	*46.1
	39.8	39.7	44.8	43.8	44.2	*44.9
	39.5	38.6	41.7	40.4	41.2	*42.7
	39.7	38.5	40.6	41.6	40.8	*41.9
	40.7	38.5	38.7	41.0	40.5	*42.8
	41.0	38.8	38.7	40.1	40.2	*42.2
55年 =100 (1987年)	100.7	94.6	85.2	82.3	81.9	86.7
75年 =100 (1987年)	103.8	100.5	92.8	99.3	97.6	98.8

（注） *男子のみ。（a）実働（b）支払われた時間。

（出所） ILO. Yearbook of Labour Statistics.

（出所） 藤本 武『日本の労働者』P.48

製造業



〈出所〉 T. P. ヒル(仁科訳)『O E C D／利潤と収益率』P 27に藤本『日本の労働者』(P 48)の「週労働時間の変化」を付け加え作成。

いても時短が同法則と関係づけて論じられることは全くなかったといって過言ではないであろう。

だが、上に示唆したように、剩余価値論レベルでの時短論と利潤論レベルの低下法則とは、一定の条件下で密接な連動性・関連性を持っているのである。だからこそ、資本家階級は、利潤率の低下を恐れ、G N P 世界一の看板上仕方なく俎上にのせざるをえなくなった時短を実質上無に帰そうと、リフレックス制(変形労働時間制)の導入、作業や就業体制の合理化(交替制労働)等々、

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

様々な労働強化に血道をあげて、労働生産性（労働時間当たりの生産物産出量）の向上を画策しているのである。しかも、政府は、海外特に欧州諸国による「日本株式会社」への長時間労働体質に対する手厳しい批判に直面し、既に時短計画（1988年からの「経済運営五ヵ年計画」では、週40時間制、年間総労働時間1800時間を目標にしていた）に着手していたにもかかわらず、その後の政財界の強烈な反対で達成期限が「先送り」され、その規制法案のための内実が「手直し」され、今なお完全実施の見通しはない。

この時短遅延の最大理由こそ、時短実施後の必然的結果である剰余価値量の減少、つまり商品生産における産出量の低下そのものであり、同時に利潤率の低下への資本家の本能的・経験的危惧にあるのである。

「かりにそのような大幅な短縮が実現したらどうなるだろうか。労働者の生活には時間の面でゆとりが生まれ、勤労生活の質は著しく改善されるだろう。それは人材確保の面でも好影響を生むだろう。ただしその結果、労働投入量は著しく減少するだろうから、その減少を完全に相殺するほどの大幅な生産性の上昇でもないかぎり（それはにわかには期待し難い）、生産量の相当の減少は避けられないだろう。……日本の企業社会の最大の問題点はその削減をどの会社も引き受けようとはしない。つまり『隣の会社には負けられない』という強烈な横並びシェア競争意識がこうした改革の実現を阻んでいるということである。」¹²⁾

もちろん、政府の政策立案者や御用経済学者等の多くの時短推進論における生産性向上による利潤率アップは、以降で詳説するように、一時的、部分的改善はあるが、基本的にはかなり長期の労働力育成計画が保障されない限り不可能である。

12) 島田晴雄「経済社会を三重苦から解放する特効薬」（毎日新聞社『エコノミスト』1991年12月16日号）42頁。

第2節 旧来の研究における労働時間法則と利潤率法則について ——内海義夫氏、置塙信雄氏、および杉原四郎氏の場合——

戦後日本において、労働者階級の闘争として労働時間の「短縮運動の口火を切った」とされる全織同盟による15分短縮が実現した1957年頃、日本のマルクス経済学研究においても、戦後の蓄積を背景に幾多の世界的業績が開花した。本稿で論及する研究分野についてのみ言えば、その代表的論者として、時短論での内海義夫氏らであり、利潤論での置塙信雄氏らであり、経済原論での杉原四郎氏らがあげられよう。

内海義夫氏の著書としては、『労働時間の歴史』(1959年) および『労働時間の理論と問題』(1962年) の、置塙信雄氏のそれは『再生産の理論』(1957年) および『資本制経済の基礎理論』(1965年) の、そして杉原四郎氏のそれは『ミルとマルクス』(1957年) および『経済原論 I』(1973年) のそれぞれの代表的二書があげられる。(本稿では、それぞれの両著作のうち、そのオリジナリティが一層展開されており、かつここで研究分野とのつながりから、それぞれの後者、後の時期に書かれた著書を中心に言及する。)

利潤率法則に関する置塙氏の重要な研究業績は、既に、氏独自の資本家による技術選択定理（「置塙定理」と呼ばれている）の定式化であり、マルクスの利潤率低下法則への批判として国際的に評価を受けている¹³⁾。

杉原氏の一連の『経済学批判要綱』等の研究は、「労働節約」というマルクスの経済本質論の新しい核心ないしは原点を解明し、今日の海外をふくめたマルクス経済学研究者の一大達成点に到達したものといえるであろう¹⁴⁾。

13) 米田康彦「利潤率の傾向的低下法則の論証」(佐藤、岡崎、降旗、山口共編『経済学を学ぶIV』1977年。

都留 康「収益性危機と利潤率低下論争」(『思想』1981年7月号。

武井博之「利潤率法則と現代資本主義(上)」「同(下)」(大阪経済大学大学院『大樟論叢』第21号、22号。

14) 杉原四郎『経済学原論 I』1973年。

「わが国でも『要綱』の邦訳(……)が完結した1965年の頃から、外国での関心の高まりと呼応してこの草稿の研究が本格的となり、種々の角度からの労作が発表さ ↗

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

内海氏の著作についても、寡聞だが、「今まで労働時間の問題に言及した経済学者は数多いが、経済理論の問題として労働時間の『法則』を正面からとりあげた著作は、私の知るかぎり諸外国にもみあたらない」¹⁵⁾という氏の自負は、今なお有効であり、「主潮」でもあるように思える¹⁶⁾。

三氏のそれぞれの研究領域の貴重な業績については、本稿でも個々の具体的な考察の場において、可能なかぎり継承発展させていきたいものだと考えている。だが今ここで、あえて指摘できることは、労働時間短縮論と利潤率低下法則との意識的結合という点に関し、他の多くの時短論、利潤論そしてマルクスの学説研究者の多くがそうであるように、各専門分野は別にすれば、三氏においても、若干ニュアンスは異なるが基本的には研究対象となっていたことである。換言すれば、労働時間およびその短縮に関する法則と、マルクスの利潤率の傾向的低下法則とが、理論的・実践的に相互に関係あるものとして考察されていず、学際の辺境地として手つかずのまま放置されたこの課題こそ、私達に残された宿題だということになる。

時短傾向が戦後の階級闘争の一つの重要な結果であるかぎり、資本家が目的とする利潤率との関係を解明しておくことは、資本家との論戦のためにも、実践的に必要であろう。だが、『労働時間の理論と問題』では、「利潤」という語すら「剩余価値」に置換され、利潤率についても残念ながら論じられていない。内海氏の大膽かつ積極的意義をもつ「労働時間法則」とは、専ら剩余価値論レベルの考察に集中されていたのである。

氏は、まず、「労働時間法則と他の経済法則との関係」での節で、次のようなマルクスの『賃金、価格、利潤』における最も重要部分の一つを引用する。

「だが、利潤については、……（略——武井）われわれに言えることは、労働日の限界が一定だとすると、賃金が生理的最低限のときに利潤は、最大限で

→れた。それらの中には『要綱』の経済本質論に注意をはらっているものも見られるが、労働=真の費用論のもつ理論的含蓄を十分に展開した労作は未だほとんどあらわれていない。」（224頁）

15) 内海義夫『労働時間の理論と問題』1962年、2頁。

16) 山本 潔『日本の賃金・労働時間』1982年、170頁。

あるということ、また、賃金が一定だとすると、労働者の体力のゆるすかぎり労働日を延長したときに利潤は最大限であるということ、それだけである。したがって利潤の最大限は、賃金の生理的最低限と労働日の生理的最大限によって限界が決められる。この利潤率の最大限の二つの限界のあいだには非常な変動の幅がありうることは、明らかである。それが実際にどの程度のものに確定されるかは、資本と労働とのたえまない闘争によって決まる。」¹⁷⁾

そして「この文中の『利潤』という語は——もちろん概念として別のものであるが——この場合は『剩余価値または剩余生産物』とおきかえてよいし、また論理の単純化のために捨象されている労働強度の問題を考慮にいれて読むこともできる。そうすれば、この一文は、剩余価値の法則（基本的経済法則）と労働日の法則との関連を、きわめて明快に示していることが理解されるであろう。それはつまり、剩余価値の法則は無媒介に存在するものではなくて、資本主義の労働時間法則と賃金法則とを媒介として存在するものだ、ということである」¹⁸⁾と、内海氏は解釈する。

労働時間「法則」という新しい積極的提案の意義についてはおくとしても、マルクスのこの引用から、総剩余価値量の具体的構成要素として、賃金と労働日つまり支払労働である社会的必要労働と不払労働である剩余労働とがあり、そしてそれぞれに独自の変化法則が「媒介」するという考え方は、剩余価値法則の簡便な展開として正当である。たしかに利潤量は、そのものとしては剩余価値量と同じであり、内海氏の読み替えが決して間違っているわけではない。むしろ新たに不变資本Cの考察を必要とする利潤論レベルの説明より、剩余価値量の上限および下限を規定する法則についての説明としては、むしろ適切な処置だったかもしれない。

だが、『賃金、価格、利潤』は、『資本論』（第1巻）公刊の2年前に書かれた、いわば『資本論』のダイジェスト版ともいえる講演原稿であったばかりでなく、実際に時短そのものではないが労働時間と利潤率との関係についてマル

17) マルクス『賃金、価格、利潤』(1966年、大内・細川監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第16巻), 150頁。

18) 内海、前掲書、11~12頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

クスが直接言及している珍しい文献なのである。マルクスにあっては、後の利潤率をめぐる論争における「上限論」とも深く関係する利潤率の最大値としての労働日（それもその増大を前提としている）が、いま時短を仮定すれば、利潤率の低下のメカニズムとして、現出してくることは容易にわかる。「労働時間法則」を提唱されしかも「労働強度」を考慮される内海氏にとって、上の引用文は、より一層の理論的展開を可能とする命題となつたはずであろう。

置塩氏の場合は、逆に、利潤率の変動に関して、上のマルクスの引用文にあつたような、労働日の変化が無視されてはいないが中心的な論証枠組みとなっていないのである。

「実質賃金率が一定のみならず上昇するとしても、資本家が革新的技術変化の導入に成功すれば、利潤率を上昇させることができる。……（略——武井）……この命題の意味は、労働者階級が、実質賃金上昇、労働時間短縮をかちとることだけに眼をむけている場合には、資本家は合理化（新生産方法への革新的転換）によって、譲歩したもの以上をうることができることである。このことを理論的に明白にすることは、労働者階級の闘いが資本制そのものにむかわざるをえない必然性を示すために必要である。」¹⁹⁾

資本制への闘争は、時短運動にとっても不可欠であるが、その運動の進展度が、何ら利潤率に影響しない可能性を考えるには、余りに奇妙な帰結であろう。そこには、氏独自の利潤率上昇が展開されているためである。氏の上昇法則についても、若干言及するつもりであるが、時短による労働時間の低減に関して言えば、氏のいう「労働日Tの短縮」は、単に実質賃金率Rつまり一日の労働時間の長さTに対する労働者の一日当たり受け取る生活資料の量B、よって $R = B/T$ という割合のみにしか影響せず、投入された労働量 L_1 および L_2 量には直接影響しない構造になっているのである。たとえば、生産財の費用は「 $a_1 p_1 + L_1 R p_2$ 」（ a_1 は生産財量、 p_1 はその価格、 L_1 はその生産財生産のための投入労働量、Rは実質賃金率、 p_2 は、消費財価格）と計算されることに明らかのように、 L_1 とRとは、相互に独立して規定されているのである²⁰⁾。

19) 置塩信雄『資本制経済の基礎理論』（1978年増訂版）156頁。

20) 同上、137頁。

このような利潤率に対する時短の役割についての置塙氏の低い扱いは、資本主義下での時短についての否定ないしは過小評価に起因している。

「一日の間に支出される労働量の大きさは、後に詳しく述べるように、その社会の社会的事情によって決定される。人間の労働生産性が低いために終日労働しなければ生活していくなかった社会（原始共同体）や、搾取者がより多く生産物を自分のものとするために長時間の労働を強制した社会（奴隸社会、封建社会、資本主義社会）、労働生産性の高まりと共に、人が文化的な豊かな生活を営むために労働日（一日の労働時間）を短縮してゆく社会（社会主义社会）などがある。」²¹⁾

厳密な意味でのたとえば労働強度をともなわない時短は、社会主义でしか成立しえないとしても、資本主義下では、常に労働日の延長上にあるとのみは言えない²²⁾。

21) 置塙『再生産の理論』(1956年) 114頁。

22) 同上, 153頁。

「資本主義においては、労働生産性が高まったときのほかに、労働生産性が高まらないでも社会の購買力の不足などによって、物質的財貨の生産から人間労働が分かれることが屡々生じる。この場合、賃金一定にして一日の労働時間短縮や労働強化を弱めるというようなことは決して行われない。失業の増大、『第三次産業』の拡大となり、労働時間や労働強化はかえって延長されたり、強められたりする。労働時間が短縮される場合には、既に述べたように賃金の割引がともなう。資本主義社会では、資本家は、労働者の激しい反対闘争がない限り、できるだけ労働時間を延長し、労働強度を強めようとする。」

この記述は、少なくとも当時において全く正しかった。そして実際、マルクス自身によても、当時の時延傾向という時代背景もあって、時間延長を資本主義生産様式の主要法則と見なしていたことは事実である。だが本稿において後に論証ないしは実証するように、マルクスにあっても、時延傾向の中でイギリスの標準労働日の獲得という時短運動が新しくとりこまれ理論化されていたこと、そして今日の時短傾向が、その後の階級闘争の発展により、一定程度定着し、安定的に前進の可能性を示しているということもまた真実である。「労働者の激しい反対闘争」が「資本制そのもの」への戦いと結合した時、戦前戦後ヨーロッパ等において賃下げなしの時短が可能となったのである。この点で氏は、生産性と社会発展とを切り離し、歴史における矛盾の発展としての時短の意義を充分に考慮していなかったといえよう。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

より重要な点は、一方で歴史発展的一般性を示す人間の労働生産性が前提とされながら、他方でその労働量の大きさが社会的事情によるとされるのみで、生産性と労働量との弁証法的な相関関係が考察から脱落していることである。

↖ 時延傾向論は、杉原氏を別としても置塩氏に限らず多くのマルクス経済学者・研究者にとってほとんど例外を許さない通説以上のものである。たとえば宇野弘蔵氏も次のように入門書で解説している。

「かくてわれわれは、労働者の資本家にたいする関係、さきに述べた剩余価値率として表現せられるものも、種々なる条件によって変動しうるが、それは労働力の価格の変動にともなう剩余価値の増減を基準とするものであり、しかもそれが資本主義的生産方法に相応した一定の傾向をもって実現せられるものであることを明らかにすることができます。それは決して抽象的可能性をもって決断せられてはならない。しかしまだ一般的傾向を具体的なものとしてしまうこともできない。具体的過程自身は、この一般的傾向を基準として分析せられなければならない。元来、資本主義の社会では、労働力の商品化を基礎にして労働者はその自由なる時間をすべて犠牲にして労働することになり、これによって非労働者の自由なる時間が形成せられるということになっている。したがって、生産力の増進も労働者の労働の軽減という方向はとりえない。しかも資本主義では、現在でこそ必要欠くべからざるものとなっているが、それは生産物が商品形態をとらないで直接的に社会的に処理されるようになれば不必要になるというような労働時間も少なくないのである。社会的に労働能力のあるものがすべて労働をしなければならないという社会主義社会にしてはじめてそういう無駄な時間がはぶかれるとともに、生産力の増進は各人の労働を軽減し、各個人に自由なる精神的活動、社会的活動の時間をあたえることになるというわけである。」（宇野弘蔵『資本論入門』青木書店版1986年、90～91頁）

後半の宇野氏の、平凡であるが、資本家の生産方法たとえばここでの時延傾向を「決して抽象的可能性」でも「しかしまだ一般的傾向を具体的なものと」でも判断することへの警告に注目すべきである。氏は問題の指摘——つまりここでは時延傾向を時短の進行下にあって抽象的な可能性にすぎず無効・無意味なものとしてファシズム制下の時延や現実の資本家階級の時延願望および行動を否定せず、また逆に時延を具体的なものとして時短の現実の進行を捨象して資本制生産を考えないようにということにもつながりうる指摘——をしたにすぎないが、彼の多くの継承者とは異なって、直接、階級闘争によるかどうかは別としても時短が時延という資本主義生産様式の中においてもなおかつその自然法則として一定の形態をとりうることを示唆することになっているとも拡大解釈するのである。

結論をいえば、時短傾向を「具体的なもの」としつつあることで時延を社会主義的で「抽象的なもの」として止揚しようということである。

本来、生産性向上は、労働量の減少を意味するからである。この観点は、次の杉原氏によってマルクスの「労働節約」思想として重視される。

三人目の杉原氏は、時短と利潤率との結合に関する見解に、言及できなかつたのでも、強い意義を認めなかつたのでもなく、むしろ言及を慎重に避けているように思われる。

「マルクスの思想体系全体にとって、彼の労働觀は中核的な地位を占めている」²³⁾という点から出発する氏の「経済本質論」は、先の内海氏の労働時間法則に対して、マルクスの「労働時間に関する基本的見解とそれを革新とする経済本質論」²⁴⁾という場合の、「時間の経済」であり、「労働の節約」であり、そして「自由時間」あるいは「disposable time」に帰着するのである。

しかも氏は、マルクスの時短に関する認識の発展を追究し、『ドイツ・イデオロギー』等の初期マルクスでは、「労働日の短縮が真に可能になるためには、資本主義そのものが止揚されなければならない」ということがとかれるだけで、その究極目的の実現のための必要な前提として、資本主義のなかで労働日が短縮されなければならないということ、すなわち標準労働日闘争の重要な意義は「まだ認められていない」²⁵⁾ことを早くに析出していたのであった。

しかるに、氏は、マルクスの経済思想の全体像、本質部分を、そして『資本論』全篇の核心を叙述しようとしているにもかかわらず、第1部、第5篇の「絶対的および相対的剩余価値の生産」における時短論にきて、そこから、第2部は別としても、資本主義の一般法則としての蓄積論、そして第三部における利潤率に関する諸篇をとばし、いきなり、最終篇の「諸収入とその源泉」の「自由と必然」論へとのみ着地しているのである²⁶⁾。筆者の読み込みすぎかも知れないが、氏のマルクスの低下法則への、労働節約としての時短論の適用についての慎重な態度は、前述の置塩氏の『再生産の理論』等に対し、「経済本質論に関する内外の諸文献の中で、最も注目すべき業績の一つといえるであろ

23) 杉原四郎、前掲書、54頁。

24) 同上、56~57頁。

25) 杉原、『ミルとマルクス』(1967年、増訂版) 110~111頁。

26) 杉原、『経済学原論 I』117頁。

う」²⁷⁾と見なしていたためかも知れない。

『経済原論』において、氏は、おそらくただ一箇所だけマルクスの第3篇「利潤率の傾向的低下の法則」からの引用文を、「自由と必然」の王国との関連で、掲げている。

「資本主義的生産様式……にとっては、労働諸力を毎日12時間から15時間も就業させる必要がなくなるやいなや、早くも労働諸力は過剰となる。もし生産諸力の発展が労働者たちの絶対的総数を減少させるならば、すなわち、全国民にその総生産をよりわずかな時間部分で行なうことを実際に可能にするならば、その発展は革命をもたらすであろう。なぜなら、それは人口の多数を仕事からはずしてしまうからである。……資本主義的生産の制限は労働者たちの過剰時間である。社会が手に入れる絶対的過剰時間は、資本主義的生産の関心を寄せるわけではない。生産力の発展が資本主義的生産にとって重要であるのは、ただ、それが労働者階級の剩余労働時間を増加させる限りでのことであって、それが物質的生産のための労働時間一般を減少させるからではない。こうして資本主義的生産は対立のなかで運動する。」²⁸⁾

この引用箇所も、内海氏と同様、時短視点からの低下法則の展開にとってまさに「味読」に値する重要な一節である。氏の見事な抜き書きは、以下のようなマルクスの低下法則への新たな解釈へと誘うものであろう。

資本主義的生産における内的矛盾とは、生産諸力の発展により、本来労働者階級の労働時間一般を減少させるはずにもかかわらず、資本主義的生産の独特的な制限から資本家階級にとって剩余労働時間の増大、裏を返せば、失業者の増大として現われることである。だが12時間労働等の最大利潤率をもたらす搾取も、時短運動の開始とその進行につれ、利潤率の低下がはじまる。やがて一方の、労働者階級における絶対的総数の減少にも一定の社会的歯止めがかかるや否や、他の諸条件が同じままでありながら、生産力増大を反映した時短の前進は、実際上での一層の利潤率の低下に直結し、ファシズムや戦争の道でなく、民主主義の発展としての経済的、政治的革命に到達せざるをえなくなるのである

27) 杉原、同上、222頁。

28) マルクス、『資本論』、S. 274、⑨449頁。

る。

以上、三氏に共通して言いうとすれば、三氏とも、それぞれの専門分野において類例のない画期的な業績を打ち建てたが、時短論と利潤論との結びつきという点に関しては、一定の展望が示唆されているとはいえた充分な考察がなされていなかったといえないであろう。

これらの理由は、歴史的背景として、当時の日本において時短運動が未熟であったためばかりでなく、日本だけではなく戦後の世界の経済復興期における労働時間の増加が支配的な傾向にあったためでもあろう²⁹⁾。そして、より一層明確な理由は、マルクスの時短論および利潤論そしてその両法則の関係についても、今日の時短の現状から見れば、これまた労働時間の増大傾向というやむを得ない当時の歴史的実状にあり、当然、理論上もその限界を含んだ展開となっていたということにあると考える。

よって、以下の節では、内海、置塩、杉原三氏の研究を指針としながらもあくまで今日的課題から、マルクスの経済学批判という経済本質論体系の基礎的展開に依拠し、まず、「労働時間法則」つまり労働時間とその短縮過程の法則

29) 藤本 武『労働時間』、1963年、59頁および28頁の下表。

製造業における月平均労働時間の動向(日本・第二次大戦後)			戦後の週労働時間(製造業) — 労務者 —					
合計	所定内	所定外	アメリカ	イギリス	フランス	西ドイツ	イタリア	オランダ
	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
1949	184	—	1937年	38.5	—	40.4	—	47.1
1950.1-9月	186.8	173.4	1938	35.6	46.3	38.8	49.6	—
10-12	195.6	177.1	1945	43.4	48.2	42.1	—	47.7
1951	192.6	175.8	1946	40.4	47.0	43.3	39.7	46.8
1952	194.4	176.9	1947	40.4	44.7	44.6	39.1	48.7
1953	196.7	177.2	1948	40.1	44.9	44.6	42.4	48.8
1954	195.9	178.4	1949	39.2	45.0	43.8	46.5	7.93
1955	198.0	179.7	1950	40.5	45.7	44.4	48.2	48.9
1956	204.4	182.0	1951	40.7	45.6	44.8	47.4	8.06
1957	202.9	180.1	1952	40.7	45.7	44.2	47.5	48.5
1958	201.4	181.1	1953	40.5	45.9	44.1	48.0	—
1959	204.7	180.9	1954	39.7	46.3	44.6	48.7	8.10
1960	207.0	182.0	1955	40.7	46.4	44.7	48.8	48.9
1961	203.5	179.4	1956	40.4	46.0	45.4	47.8	8.02
1962	197.7	178.2	1957	39.8	45.8	45.7	46.4	49.0
			1958	39.2	45.3	45.1	45.5	8.03
			1959	40.3	46.1	44.9	45.6	48.7
			1960	39.7	—	5.5	45.6	8.08
労働省『毎勤統計』								

ILO『労働統計年鑑』各巻より、イタリアのみ1日あたり

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

について、そして次に利潤率の傾向的低下法則について再検討し、再構成しようと試みる。だから、もしたとえ本稿がこの両法則に一定の連続性、何んらかの架橋になることができたとしても、偉大な先人、諸先輩の諸研究についての延長線上の産物にすぎない。

第3節 労働日の最大限度における二つの限界について ——いわゆる「勢力説」を中心に——

前節で既に若干ふれてきたように、マルクスは、『資本論』第1部第3篇での絶対的剩余価値の生産分析において、まず、資本主義的生産過程が労働過程と価値増殖過程との統一であること、そして後者の観点から生産過程で価値の大きさをえない生産諸手段を不变資本（c）、逆に剩余価値（m）をも生み変動する労働力を可変資本（v）と呼んだ上、可変資本価値に対する剩余価値の割合（ m/v ）つまり可変資本の自己増殖率を示す剩余価値率あるいは資本による労働力の搾取率（ m' ）に至る。そして一転、今度は、労働力再生産のための必要労働時間（a）と剩余価値生産のための剩余労働時間（a'）とで構成される具体的な労働日（ $D = a + a'$ ）が、労資間の階級闘争によって決せられることを析出する。「資本主義的生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争——資本家すなわち資本家階級と、総労働者すなわち労働者階級とのあいだの一闘争——として現われる」³⁰⁾というわけである。この標準労働日ないしは時間をめぐる闘争の歴史についても少しだがふれた。

この篇の総括といえる「剩余価値の率と総量」の節で、マルクスは、一労働日の総剩余価値量（M）を次のような式で表わしている。

30) マルクス『資本論』、S. 249、②399頁。

(ただし、労働者数を n 、可変資本の総額を V とする。つまり $V = k \times n$ となろう。)

この式が示す法則は、Mがm'あるいは搾取率とVによって規定されおり、一方（たとえばm'）が一定なら、他方（V）の増減によりMが増減し、その逆も同様であるということになる。

しかも、注意すべきは両契機とも不变と仮定しても、M増減の道がある。すなわち労働日あるいは労働時間の延長と短縮、換言すれば絶対的剩余価値の増殖を伴なう絶対的な労働時間量の増加と減少の大路である。

マルクスは、「資本がしづくことのできる労働の供給は、労働者の供給とはかかわりないものとなる」という極めて注目すべき指摘を、「可変資本の削減は、それに比例する労働力の搾取度の引き上げによって、または、就業労働者総数の減少は、それに比例する労働日の延長によって、埋め合わせることができる」限りの、剩余価値率の増減という「限界内で³¹⁾のみ労働日の変動を把握していた。しかし、時短がその一国単位の総雇用労働者にかなりの範囲で影響することから、 m' に直接組み込まれる個別的な形態でなく、独立的一般的な剩余価値量を規定する要因と考えても良いであろう（残業手当等、労働日基準ではなく労働時間基準となった）。

(ただし、 h' は、1労働日における標準的な平均労働時間の指數ないしは変化率であり、常に $h' > 0$ である。)

もし今時延の場合つまり基準年度等より延長されて $h' > 1$ とすれば、これをここでは絶対的剰余価値生産法則と名づけられる³²⁾。

31) 同上, S. 323, ②530頁。

32) 「法則」と呼ぶのは、マルクスに習っているにすぎない。マルクスは、本文の⑥式を「第一法則」とし、上限論を「第二法則」、総M量が、異なる生産諸手段Cの使用にもかかわらず、可変資本Vに正比例することを「第三の法則」としている(マルクス、同上、S. 324、②532頁およびS. 325、②534頁)。

「絶対的剰余価値生産」という形容詞をつけた理由は、労働時間の（大きさの）↗

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

また、マルクスは、⑤式さらには⑥式の労働時間の延長に関連し、その「越えることのできない」「絶対的制限」つまり「1人の労働者が毎日生産することのできる総価値は、24時間が対象化される価値よりもつねに小さい」³³⁾ことをも補足している。

この労働時間の上限論は、次節の利潤率法則をめぐる論争で最大の論点（あるいはその1つ）と重なるだけでなく、具体的な労働日の決定に関する労働問題研究者間での一大論争点とも連なっている。（前節で、内海氏が引用したマルクスの『賃金・価格・利潤』からの一説を想起されたし。）

少し繁雑になるが、労働時間の延長から時短への必然的方向を叙述するためにも重要であるので、先の内海氏を中心とした議論に参加してみよう。だがその前に、⑥式の絶対的剩余価値生産法則に関連して確認しておかねばならない

→変化を重視したことにある。マルクスは、この法則を理解しなかったリカードを次のように批判した。

マルクス、『資本論草稿集⑧経済学批判（1861—1863年草稿）』第3分冊、575～576頁。

「リカードは、資本主義的生産の眼前の事実から出発する。労働の価値は、労働がつくりだす生産物の価値よりも小さい。したがって、生産物の価値は、それを生産する労働の価値よりも、すなわち賃金の価値よりも、大きい。生産物の価値のうち賃金の価値を越える超過分は剩余価値である。……（略—武井）……彼にとっては、生産物の価値が賃金の価値よりも大きいということは、事実なのである。この事実がどのようにして成立するかは、はっきりしないままである。総労働日は、労働日のうちで賃金の生産に必要な部分よりも、大きいのである。なぜか？という問題は出てこない。したがって、総労働日の大きさがまちがって固定的なものとして前提され、このことから直接にまちがった結論が出てくるのである。したがって、剩余価値の増減は、必需品を生産する社会的労働の生産性の増減からのみ説明することができるにすぎない。すなわち、ただ相対的剩余価値だけが理解されているのである。

……（略—武井）……さらに明らかなことは、剩余価値が存在しうるためには……（略—武井）……まず、労働者が、前に述べたような限界を越えて労働することを強制されなければならない。そして、この強制を加えるものが資本なのである。リカードにはこの点が欠けており、したがってまた、標準労働日の制定のための全闘争が欠けているのである。」

33) 『資本論』、S. 323、②531～532頁。

ことがあった。

それは、この節でのマルクスによる労働日（時間）の変動論が基本的には短縮でなく延長から取り上げられ、第二の絶対的制限という補完法則で短縮への可能性が示唆されていたにすぎなかった点である。正確に言えば、当時のマルクスにとっては、労働時間短縮への人類発展の可能性だけでなく、同時に労働日延長への後退の危険性も孕んでおり、文字通り、不確定であったといえるのであった。

たとえば、「労働日」の章の冒頭に近い所で、マルクスは、「それゆえ、労働日の変化は、肉体的および社会的な諸制限の内部で行なわれる。しかし、この二つの制限はきわめて弾力性に富むものであって、変動の余地はきわめて大きい。こうして、8, 10, 12, 14, 16, 18時間からなる労働日、したがってきわめて相異なる長さの労働日が存在するのである」³⁴⁾と書いている。

この言及の絶対的剩余価値論という所在箇所そして広範囲の資本家企業（個別資本）を対象としているかのような視野、しかも労働日の歴史的傾向ではなく、その空間的な変化性、弾力性が問題とされているように見える限りでは、後述で説明するように時短と対立する内容とは言えないであろう。しかしながら、前節での杉原氏が調べたように、初期マルクスにおいては時短への資本制下での積極的役割が理解されていなかったが、この『資本論』執筆当時においても、運動の意義はともかくその発展の展望については、理解云々というより歴史的制約があり判断材料を欠いていたというべきではないかとも思われる³⁵⁾。

34) 同上, S. 246~247, ②394~395頁。

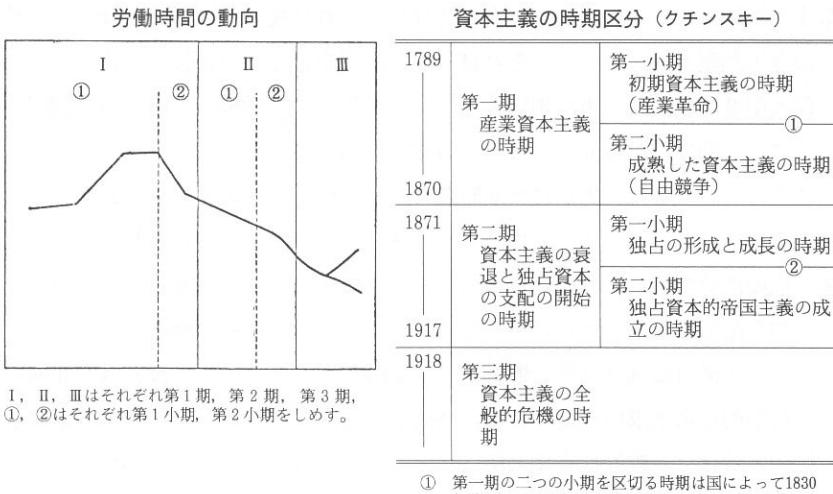
35) 萩原、前掲論文、307~308頁。

氏は、第8章の各節の題名を列挙した上、次のような指摘をしている。小生の立場と異なるが、マルクス当時の工場法を中心とした時短運動の現状を幾分示唆している。

「労働時間論としては、初期労働立法史をとりあげる必要性は全くないのである。第二に、第6節で、1833年-1864年のイギリス工場法がやはり『標準労働日のための闘争』史という角度から取りあげられているが、工場法をこのように位置づけることは率直にいって誤りであるといえる。なぜなら、工場法の労働時間制限の対象は婦人と少年であり、労働者の一部分をカバーしているにすぎず、従って、工場法をもって労働時間論の例証となしうる範囲は非常に限定されているからである。第↗

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

前掲のクチンスキーの略図をより歴史的変遷に近づけて労働時間の動向を図示した次の図を見られたし。マルクスの時代は、内海氏によると、「第一期」にあり、第二次大戦までの3つの（時短）時期の最初の段階にあったことになる³⁶⁾。



- ① 第一期の二つの小期を区切る時期は国によって1830年代（イギリス）から1850年代（ドイツ）まで。
② 第二期の二つの小期を区切る時期は各国ともほぼ1900年前後。

労働日の制限をめぐる論争に入ろう。だが実は、ここで論争の軸となるマルクスの労働日の最大限度に関する制限論は、上に引用した労働日の変化についての段落の前半部分に当る文章に集約されていた。

少し長いが引用しておこう。

「ところで、労働日は固定的な大きさではなく流動的な大きさであるとはい
え、他方、それは一定の制限内でのみ変化しうる。しかし、その最小限度の制
限は規定しえない。確かに、延長線 b c （本稿第一節の第①式を参照——武井），

→三に、第7節において、フランス1848年の工場法ならびにアメリカにおける8時間運動が『イギリスの工場立法が諸外国に起こした反応』の例として分析されているが、イギリス工場法の影響の結果としてフランス工場法が制定され、アメリカの8時間運動が起きてきたと言えるかどうか極めて疑わしい。」

36) 内海義夫『労働時間の歴史』19頁および17頁。

すなわち剩余労働をゼロとすれば、一つの最小限度の制限、すなわち労働者が自己を維持するために一日のうちどうしても労働しなければならない部分が残る。しかし、資本主義的生産様式の基礎上においては、必要労働はつねに彼の労働日的一部分をなしうるのみであり、したがって労働日がこの最小限度の制限まで短縮されることは決してありえない。これに反して、労働日は一つの最大限度の制限をもっている。それは一定の限界を超えては延長されえない。この最大限度の制限は二重に規定されている。第一に、労働力の肉体的な制限によって。人間は、24時間からなる1自然日の間には、一定分量の生命力しか支出できない。それは、馬が日々8時間だけしか働けないのと同じである。1日のある部分のあいだにこの〔生命〕力は休息し、睡眠をとらなければならず、また他の部分のあいだに人間は食事をし、身体を洗い、衣服を着るなどの他の肉体的な諸欲求を満たさなければならない。これらの純粋に肉体的な制限のほかにも、労働日の延長は社会慣習的^{モラーリッシュ}な諸制限に突きあたる。労働者は、知的および社会的な諸欲求の充足のために時間を必要とするのであり、それら諸欲求の範囲と數は、一般的な文化水準によって規定されている。それゆえ……」³⁷⁾と上述の引用文に続く。

前節で紹介したように労働時間の問題を最初に体系的にまとめた内海義夫氏は、「資本主義のもとでの労働時間の長さを規定する法則を経済学的に確立したのは、いうまでもなくマルクスであった。この問題についてのマルクスの理論を要約すれば、つぎのようになるであろう」と、氏独自の「資本主義の労働時間法則」として全七項に整理する³⁸⁾。

37) マルクス『資本論』、S. 246、②394頁。

38) 内海義夫『労働時間の理論と問題』5～10頁。

内海氏の労働時間法則論は、次のような「中心思想」に集約されている。

「これらの理論の全体をつらぬく中心思想は、さきに私がとくに傍点を付した個所、すなわち『資本制生産の歴史においては、労働日の標準化は労働日の諸限度をめぐる階級闘争としてあらわれる』という命題であると考えられる。その意味で、これは資本主義のもとにおける労働日の法則とみなしてよいであろう。……(略—武井)……

なるほど、この命題が絶対的剩余価値の生産をあつかった編にふくまれているこ↗

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

氏の結論における核心部分は、本節冒頭（①）に引用したマルクスの労働日階級闘争決定論（「中心思想」として第5項）と上に引用した「労働日の2つの限界」（もう一つの「主要内容」として第2項にも記述されている）についてである。

「2 だが、労働時間はもちろん無限に延長されるわけにはいかない。これには二重の限界がある。一つは人間の肉体的欲望（食事・休息・睡眠など）をみたすに必要な時間によって画される『肉体的限度』であり、いま一つは精神的欲望（読書・娯楽・社交など）をみたすに必要な時間からなる『精神的限度』である。しかしこれらの限界は、きわめて弾力性にとんだものである。」³⁹⁾

この内海氏の基本線では適切なマルクス労働日限界論の「概要」に対して、「まず第一に、マルクスは『労働日は一つの最大限度を有する』としていた。ところが、内海教授は、マルクスによるとして『労働日の二つの限界』について主張される。『労働力の肉体的な限度』と『精神的な諸限度』によって、『二重に規定』された『一つの最大限度』というマルクスの主張を分解して、教授は、第一番目に『労働力の肉体的な限度』、第二番目に労働力の『精神的な諸限度』とし、『労働日の二つの限界』を強調されるのである。このようにして、労働日の『二つの限界』が強調されることになると、しかもそれが『きわめて弾力性にとんだもの』であるということになると、労働日をめぐる労資の闘争と、労働日の『限界』との関連は不明確となり、単純な勢力説への傾斜を強め

→とは事実であるが、その第8章『労働日』の第1節『労働日の限界』——さきの命題はこの節の末尾をなしている——は、資本制生産のもとでの労働日について的一般論をのべたものであって、けっして特定時期についての歴史的叙述ではない。この節の主要な内容である(1)労働日の2つの限界と、(2)『標準的な長さの労働日』をめぐる闘争の必然性とは、ともに資本制生産の全時期をつうじて妥当するものであることは明らかであろう」(同上9頁)。氏独自の「資本主義の労働時間法則」を構成する七項目を列举すれば、次のようになろう。

第1項は、労働時間延長という資本の欲求。第2項はその二つの限界、第3項は資本制生産の時短要求、第4項はその標準労働日の現実化問題、第5項は、その標準「労働日の諸限度をめぐる闘争」による決着、第6項は労働強度引き上げ、そして最後に、短縮闘争の反覆である。

39) 同上、5頁。

ていかざるをえなくなるのである」⁴⁰⁾ という修正的批判をなしたのが労働問題研究者の山本潔氏であった。

上のマルクスの叙述に関するかぎり、労働日の制限について、マルクスは、山本氏の指摘するように「一つの最大限度の制限」の「二重」性を語っているが、内海氏のように最初から「二つの限界」として、「分解」してはいない。実際、上限を想定すればわかるが、その時、その場に最長の上限は一つしかなく、その意味で両方が別々に同時に並んで存在するわけではない。通常、両契機の制限が一体となって一定の上限が決まってくるが、ただ、その上限が両制限のいずれかの性格を強くもつたり、さらに相対的に分離した限界をも、もちろんということである。たとえば、マルクス自身が実際現実の時短運動を述べる時、「資本は、剩余労働を求めるその無制限な盲目的衝動、その人狼的渴望のなかで、労働日の精神的な最大限度のみではなく、その純粹に肉体的な最大限度をも突破していく」⁴¹⁾ と二つの限界を区別している場合である。

このことが、山本氏の批判にもかかわらず、なお「現実の労働時間は、この最大限（生理的限界）と最小限（必要労働時間による限界）とのあいだのどこかの点に、資本家階級と労働者階級との闘争によってきまるのである」⁴²⁾ という資本論研究者宮川実氏らの「単純な勢力説」を、ある極限において有効にするのである。

そして、内海氏への細部での問題点を追加すれば、同じく上の宮川氏への、労働日の二重の限界の一方「労働力の肉体的制限」に関する、内海氏の批判の行き過ぎを挙げられよう。

「労働日は、かぎりなく延長されうるものではなく、それには一定の限界がある。第1に、それには生理的な限界がある。1日は24時間であり、そのあいだに労働者は、休息し、睡眠し、食事をし、沐浴し、衣服を着なければならぬ。労働日を労働力の肉体的な限界をこえて延長することはできない。」⁴³⁾

40) 山本、前掲書、172頁。

41) マルクス、前掲、B 1, S. 280, ②455頁。

42) 宮川 実『新経済学入門』1983, 95頁。

43) 宮川 実『経済学講義』1955, 190頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

この宮川氏の解説に対して、「氏の場合は、『労働日には生理的な限界がある』という命題が、すぐあとの一文では、『労働日を「労働力の肉体的限界」をこえて延長することはできない』とおきかえられている。ここでは、労働日の限界をなすのは、どちらなのかが明確でない」⁴⁴⁾と、内海氏は、氏独特の「肉体的限界」論に依拠して批判する。

内海氏は、マルクスの先の肉体的制限論に対して、「二様の異なった意味に解釈できる」とし、一方の「労働力の肉体的限界」が「労働日の長さは人間が労働のために支出しうる能力の総量によって限界づけられる、という意味であり」、もう一方の「労働日の肉体的限界」は、「労働日の長さは人間の活動能力の生理的再生産に必要な時間によって限界づけられるという意味」に新しい二重の解釈を加えた。そして「この二つは明らかに異なった概念であって、それらの労働日の長さにたいする関係は、量的な面でも質的な面でも差異があ」り、「マルクスは、この二つの異なった概念の混在について、明確に意識していなかったかもしれない」⁴⁵⁾とまで氏は書いた。

なるほど、内海氏が、上述のマルクスの解明に対し、肉体的限界の二重性の存在を明確にし、かつ一方の人間の支出しうる「能力」を、肉体的労働における最も基礎的バロメーターとしてカロリー単位の使用熱量を採用したことは、マルクス労働時間論への先駆的業績であろう。

だが、マルクスにとっては、一労働日における標準的労働時間の労働が、一定の社会的に平均的必要労働を前提しているかぎり、しかも上述のマルクスの叙述部分はあくまで次にのべる労働強度の問題に入らず労働時間延長を主題とする絶対的剩余価値生産レベルの話であるかぎり、一労働日または一労働時間における平均的カロリー消費（総）量が一定であり、従って、「労働のために支出しうる能力の総量」とその「能力の生理的再生産に必要な」労働「時間」つまり労働力と労働日とは一致・対応する。たとえ強度が異なっても、「労働日の生理的な限界」と「労働力の肉体的限界」とは、限界という意味で、それぞれ、1自然日の全24時間、「平均的なドイツ人男子のエネルギー消費の最高

44) 内海、前掲、29頁。

45) 同上、33～35頁。

限界」4800カロリーという総時間、総熱量からのそれぞれ一定の控除を必ず必要とすることである。ここでは、内海氏の宮川混同説にもかかわらず、「労働日の生理的限界」と「労働力の肉体的限界」とは、明らかに同一のことの二側面を意味しているのである。だから、マルクスも、内海氏の「労働日の肉体的限界」説をとらず、簡単に「労働力の肉体的な制限」という語句で労働日の最大限度の一方を概括表現したのである。

肉体的限界に関する氏の誤解は、マルクスの生産過程論における労働日の価値論的前提——つまり労働過程において、労働力の価値が、社会的に必要な労働時間に応じてだけ対象化され価値形成される——ということを忘れたことから生じたのであろう。

本題にもどり、二つの限界からなる「一つの最大限度の制限」を時短から見れば、次のようにも言えよう。

最大限度に、特にその肉体的制限に接近すればするほど、肉体と精神との両限界は、分離しがちだが、時短が進展すればするほど、両限度はますます統合され統一的となっていくと考えられる。なぜなら、時短を進める階級闘争の発展は、マルクスの指摘したように肉体的限界と共にそして後にはそれ以上にますます精神的・社会的限界を強固にし、さらには文化水準を高め労働者階級ならびに国民の紐帯を強めることを意味したからである。

この端的な例は、戦間期のフランスにおける貴重な教訓である。1936年6月22日、「恐慌下のフランスで、週賃金減額をともなわない世界最初の法定週40時間労働制のための法律を奇跡的に制定させたのが、労働者階級を中心とした反ファシズム人民戦線政府（首相は、フランス社会党レオン・ブルム）であった。しかも驚くべきことに、同法は、「翌年春までにフランスの工業の各部門に一律適用され」⁴⁶⁾、わずか二年間で実に2割近くも労働時間を短縮したのである⁴⁷⁾。

46) 向井喜典「フランスにおける週40時間労働制問題」（大阪経済法科大学『世界経済と日本経済』1992）49頁。

47) 同上、79頁。

原資料にあたることができなかったが、次の指數グラフから、1936年から8年に↗

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

まさに、このフランス時短の「古典的なモデル」⁴⁸⁾は、内海氏が「とくに精神的限度はすぐれて歴史的・社会的な存在であるから、限度それ自体が社会的条件によって変動する」⁴⁷⁾ことを例示する最たるものとなろう。

最後に、労働日の最小限度についても、ふれておこう。

この問題は後節でもとりあげるので、内海氏の宮川批判に対する行きすぎという文脈で、一言だけ述べておく。

「労働日の最小限は必要労働時間だというのもあやまりである。……略（一武井）……労働者階級の時間短縮闘争もまた、けっしてこの最小限まで、すなわち剩余労働をゼロにして資本の存在そのものを否定する点まで、短縮しようとするものではないのである」⁴⁹⁾と、内海氏は宮川氏を論難した。

しかし、氏も言うように宮川氏もまた資本制下では最小限度までの短縮を認めているわけではない。ただ宮川氏が、「そこで現実の労働日は、この最大限（生理的限界）と、最小限（必要労働時間による限界）とのあいだのどこかの

→かけての労働時間の大幅な低下を読み取ることができる。なお、向井氏によれば、出所は、A. Sauvy, *Histoire e'economique de la France entre les deux guerres t. 2, 1967*, p. 522 et 545である。



〈出所〉向井「フランスにおける週40時間労働制問題」79頁。

48) 「さらに念頭におきたいのは、1982年1月16日オルドナンス（議会から授権された政府の行政立法）によって、週35時間労働・年休5週間制への移行が法定されるまで、1936年6月の法定週40時間労働制の創設の政策経験が、過去46年間にわたってフランスで労働時間を短縮する動きの古典的なモデルとされてきたことである。」
(同上, 51頁)

49) 内海,『労働時間の理論と問題』30頁。

点⁵⁰⁾で決まると、最大限の時と同様、大まかな目安として最小限を設定したにすぎなかったのである。厳密にいえば、資本制下でも最小限まで短縮しうると言えようが、むしろ強調すべきは、最小限度規定の理論的意義であり、また実践上も資本制さらに社会主義下ではなおさら、剩余労働がゼロとなるその点に向って前進し、人類の主要な課題として追求されねばならないということである。そして最終的には、社会制度の如何にかかわらず、というより社会制度の変革過程を通じて、労働日の最小限すなわち自由時間の王国へと到達せねばならないのである。

というのも、比較的最近、労働日の限界に関する新しい誤った解釈をもちこみ、この最小限度規定自体を無意味なものとして退けもする一連の見解が現われているからである。

「だが剩余労働ゼロの最小限度など最初から問題になりえない。必要労働に等しい労働日なるものは、単に資本主義にとどまらず、如何なる社会形態にあっても存在しえない。」⁵¹⁾

本節の予定紙数をこえてしまったので、このようなマルクスの労働日に関する諸考察を大胆に批判・改作しようとするグループの見解に対する反論は、節を改めて行なおう。

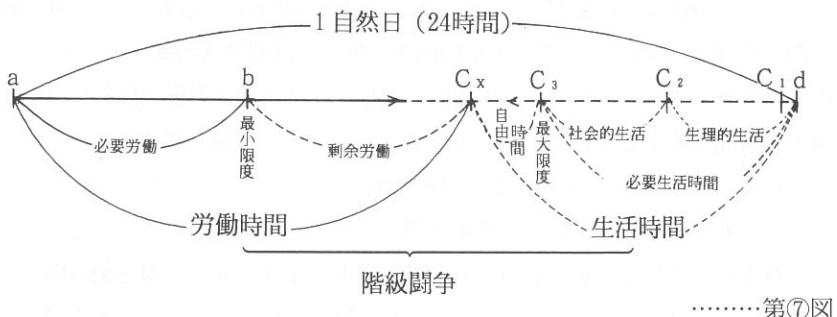
第4節 「グレンツェ規定」と階級闘争について ——宇野学派によるマルクス「批判」——

第一節①図式では、労働時間（C点）が所与とされていたが、絶対的剩余価値量の変化を扱うには、C点が不定とされその労働時間が決定されるメカニズムが解明されねばならない。それには、まず生きた人間であるかぎり前提とされる絶対的限界としての1自然日24時間（線分a-d）を構成する全契機（生活

50) 宮川、『経済学入門』105頁。

51) 山本哲三「労働日考（一）」（筑波大学『経済学論集』（第1号、1977年3月）67頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について



時間 $c-d$ を含む) を確認するとともに、労働時間 ($a-c$) の最小および最大可能性を考慮しておく必要がある。最小限度は、必要労働時間であり、最大限界は、肉体的生活時間と社会的生活時間との総体である。最小限度の必要労働時間と対応させて、便宜上、両生活時間を「必要生活時間」と呼んでおく。そして、今日の労働時間短縮の事態に合わせ、必要生活時間以外のつまり最大限度に至らない生活時間を「自由時間」と呼んでおこう。自由時間とあえて名付けるのは、労働時間を差し引いた残りの広義の全生活時間の中にも、「疲労回復が主であると、休養的消極的余暇が主流となる」「基礎的」な必要生活時間の他に、「活動的積極的余暇」のような真の自由時間の萌芽的形態を析出しうるからである⁵²⁾。

52) 福島利夫「労働時間の国際比較と労働時間統計」(大阪経済法科大学『世界経済と日本経済』1992年)

「……『自由時間』である。まず、生活時間をいろんな面からトータルにとらえることである。……つぎに肝心なことは、『自由時間』を媒介にして労働時間を見ることである。まず労働時間の長さが『自由時間』の長さを規定する。それから、労働時間の長さと質が、『自由時間』の内容を規定する。つまり、疲労回復が主であると、休養的消極的余暇が主流となる。これは基礎的であるが、ただそれだけでは動物的存在にとどまる。活動的積極的余暇であってこそ、はじめて人間的生活と呼べるものになる。」(同上、241頁)

氏も自由時間に「」をつけているように労働時間との区別はあくまで相対的なものといわざるをえないであろう。

「このように、労働時間と生活時間との双方において、二つの階級のあいだでの闘争がおこなわれている。二つの時間の対立関係は、双方がそれぞれの内部で自分／

そして、労働時間短縮運動の結果、一日の労働時間は、生理的生活時間の最大限（C₂点）を越え、社会的生活時間も備える必要生活時間の最大限（C₃点）に至り、やがて一定の「自由時間」の拡大と共に逆に労働時間特にその剩余労働時間が縮小していくようになる。この具体的な労働時間あるいは生活時間（C_x点）を決定する原動力こそ階級闘争であるとマルクスは言っていた。

この不断の階級闘争によって労働時間が実際決められる、ということに細心の注意を払っていたのが、前節まで一貫して取り上げてきた内海労働時間法則説であった。宮川氏に対する最大・最小限に関する批判も、その「勢力説」の不徹底を危惧したものといえよう。

この労働日の肉体的限度「を維持すること自体にも労働者階級の努力が必要」⁵³⁾という決定論は、今日の時短運動前進の渦中においても、決して忘却さるべきでない真実である。既に時短の歴史の中でも垣間見たように、時短の進んだいわゆる両大戦間の「全般的危機」の時代においても、ドイツではファシズム支配下で労働時間が増大したし⁵⁴⁾、今日のドイツにおいてすら、日本株式

↓を否定して相手を肯定する側面をもっており、二重の構造になっている。労働時間では資本家の支配の側面が、生活時間では労働者の自由な側面がそれぞれ主要な側面として現われているのである。」（福島、「労働日」平野、尼寺、島津、角田共編『経済原論』1986年、76～77頁）

53) 「これをマルクスの意味に解して、労働日の肉体的限度が最大限界をなすという含意に解釈しても、『労働日をこの限度をこえて延長することはできない』ので、現実の労働時間はつねにこの最大限より最小限へよったどかの点にきまるというふうに理解することは正しいであろうか。もしそうだとすれば、労働日の肉体的限界は無条件に保障されていることになり、肉体的限度を回復するために労働者がたたかう必要はまったくないことになる。しかしこれは歴史的事実に完全に反するし、現在でさえ肉体的限界をこえるような長時間労働が存在する事実を否定することになろう。賃金が人間の生理的生存限界をやぶってまで低下することがあるように、労働日もまたそれをやぶって延長されることが可能である。むしろ資本は、本来的にそれを欲求している。労働日の肉体的限度それ自体が幅のあるものだから、この限界を維持すること自体にも労働者階級の努力が必要なのである。」（内海『労働時間の理論と問題』29～30頁）

54) 「恐慌以来短縮されてきた労働時間は、ファシズム政権の五年間にふたたびもともどった。ナチス政府は、その初期には、失業対策として労働時間の減少=週40

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

会社と対抗するという名目で時間延長への逆行が表面化している。労働者階級ならびに勤労国民の統一と団結がなければ、一秒たりとも時短は前進しないし、アメリカと日本・カナダのようにほとんど不変あるいは増大傾向のまま退廃化し、次節で述べるように労働強度が一層増加し、過労死や極貧層の増大を招いているのである。つまり、資本家階級は、相対的剩余価値の生産を主要な搾取形態とする資本制的生産様式にあっても、絶対的剩余価値の生産の拡大、労働時間の延長を、なお執念深く画策し、あわよくば労働者階級の闘争を挫折させようと虎視眈眈と狙っているのである。

前節までで、基本的には、労働日を中心とした『資本論』第一部生産過程における絶対的剩余価値生産の考察を終り、次の相対的剩余価値生産での考察に進まねばならないのであるが、その前に宇野弘蔵氏に連なる一連のマルクス批

→時間労働制の実施を宣伝したが、同時に他方では1934年の『労働時間法令の更新にかんする命令』をもって、原則的には8時間だが實際には10時間労働制をみとめる制度を確立した。しかもこの労働時間の延長は労働強度の増大と同時におこなわれたのである。そして1937年、侵略戦争に突入して以後は、ますます急テンポに時間延長がおこなわれていることがわかる。この統計でみても、週48時間労働制という第一次大戦後の歐州の常識は、ドイツ、ファシズムによって完全にふみにじられたことが明らかである。ところが實際の労働時間は、なかなかこんななまやさしいものではなかった。……」(内海『労働時間の歴史』100頁)

なお、表の「出典」「文献(6)」とは独逸労働戦線中央事務局篇、高橋文雄訳『独逸労働戦線』1942年である。

ファシズム下の週平均労働時間(ドイツ)

年次	旧 統 計		新 統 計	
	全労働者	全労働者	男	女
1929	46.02			
1932	41.46			
1933	42.96			
1934	44.58			
1935	44.46			
1936	45.54	46.7	47.2	44.6
1937	46.08	47.6	48.0	45.5
1938	46.50	48.5	49.2	46.2
1939	46.79①	48.7	49.6	45.2
1940		49.2	50.4	44.5

出典:文献(6), P.177, 196. ①6月の数字.

判者による労働日に関する一、二の「新しい」議論について、言及しておく⁵⁵⁾。

宇野経済学から出発した人々は、マルクスが第一部第三篇第八章で説いた労働日の具体的決定過程からの総括——力関係、階級闘争を通じての労働時間の確立——を非科学的、非法則的結論と見なし、宇野氏の示唆に依拠し新しい展開を試みている。しかしながら、労働時間論に関しても、その根拠となるべき『資本論』等の読解自体に看過できない重大な誤まりを包含していると思われてならない⁵⁶⁾。

マルクスの労働日の諸限界に関する「限界」(Grenze) ないしは「制限」(Schranke) という二つの表現語句の存在に気づいた彼らは、その区別と独自

55) 「宇野は、『経済原論・上巻』(岩波書店、昭和25年) ではいまだ勢力決定説を探用していたが、その後の恐慌論研究とそれに伴う労働力の価値規定の明確化により、『経済原論』(岩波全書、昭和39年) ではそれを排除することになった。労働力商品の特殊性のために、その消費も『特殊な規定を受ける』。労働日は『労働賃金と共に、基本的には、労働力なる特殊な商品の売買を決定する……資本の蓄積過程の中に歴史的に決定される』(上掲書、70頁) というのである。本稿は宇野のこの指摘に基づき、その論証を図ったものにはかならない」と明言したのは、先の山本哲三氏である。

山本哲三「労働日と階級闘争」(『唯物史観』第23号、1982年6月) 148頁、注釈(2)。

山本氏の理論的先駆者である萩原進氏は、既に宇野経済学との関連についても間接的に次のように語っている。

「生活水準変動の歴史的規定について本稿は、宇野弘蔵教授の賃金論によっている。労働時間に関する、教授は、蓄積論的=労働市場論的アプローチの必要性を提起されている。」(前掲論文、311頁、注釈②)。

56) 湯浅良雄「労働日」(島恭彦監修『『資本論』と現代経済(1)』1978)

「最近、宇野理論に依拠しつつ、マルクスの労働日論の『再検討』が萩原進氏によって行なわれている。(……略——武井……) その主張の要点は、経済法則から階級闘争を切り離したうえで、マルクスの労働時間論を勢力決定説として批判する点にある。」(95頁、注(1))

以前、小生は、『資本論』第二部の資本循環論に関する試論で、宇野氏の理論に言及したことがある。

武井博之「貨幣資本およびその循環に関する試論」(大阪経済大学大学院『大樟論叢』第25号、1989年)

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

の解釈でもって、既にこれまで本稿で到達した上の結論「勢力説」を回避さらには排除しようとするのである⁵⁷⁾。

「マルクスは、労働日のシュランケ規定を与えておきながら、商品交換の法則に媒介されたグレンツェ規定——いわゆる勢力説^{マハト・チャオリー}——によって、シュランケ規定を十分生かしていないばかりでなく、グレンツェ規定によってシュランケ規定を無用化させ台なしにしてしまっているとさえいえるのである」⁵⁸⁾というのが、グレンツェ・シュランケ理論の創始者、萩原進氏である。そして「マルクスのグレンツェ規定はシュランケ規定に解消される必要がある」という萩原氏に対し、「両規定は並存できない関連におかれている。並存を可能にする道は一つしかない。グレンツェ規定を勢力決定説から解放すること、すなわちそれを商品経済の論理で規定されるものとして原理的に再構築すること」⁵⁹⁾にまで徹底したのが山本哲三氏であった。二人によりマルクスの勢力説は葬られるのである。

マルクスのグレンツェ規定なるものは、いかなる内容をもつものであろうか？またシュランケ規定は、両人のいうように階級勢力決定論と無関係なのであろうか？

結論からいえば、既に引用したマルクスの言葉（註30）「労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争」からわかるように、両人の説とは正反対にシュランケ規定こそ勢力説と結びついているのである。

マルクスは、労働日の第一節「労働日の諸限界（Die Grenzen des Arbeitstags）」の末尾を次のように締めくくっている。これはまた、両人の新解釈の基となっている。

「このように、まったく弾力的な諸制限を度外視すれば、商品交換そのも

57) Grenze と Schranke という語の区別から、マルクスの学説を分析した論文がないわけではない。大島清氏の恐慌論の研究論文を見られたし。だが労働日のそれらは、既に何度か掲げた萩原氏が創始者であろう。

大島 清「資本主義的生産の制限と恐慌」（森戸、大内編『経済学の諸問題』1958年、253頁より292頁。）

58) 萩原、前掲、305頁。

59) 山本、前掲、67頁。

の本性からは、労働日の限界^{グレンツェ}、したがって剩余労働の限界^{グレンツェ}はなんら生じないことがわかる。資本家が労働日をできるかぎり延長し、できることなら一労働日を二労働日にしようとする場合には、彼は、買い手としての彼の権利を主張する。他方、売られた商品の独特的本性は、買い手がこの商品を消費することへのある制限を含んでいるのであって、労働者が、労働日を一定の標準的な大きさに制限しようとする場合には、彼は売り手としての彼の権利を主張する。したがって、ここでは、どちらでも等しく商品交換の法則によって確認された権利対権利という一つの二律背反が生じる。同等な権利と権利とのあいだでは強力がことを決する。こうして……」⁶⁰⁾と何度も言及してきた前節の註30)に続き終っている。

はじめの「弾力的な諸制限」^{シュランケ}とは、既に述べたように労働日の最大限度、内海氏のいう「二つの限界」つまり肉体的限界と精神的限界であり、そしてそれらの諸シュランケの内でのみ労働日の変化が様々に見られるとマルクスは主張していた。(だから第一節表題は「労働日の諸限界」であった。) このシュランケ規定は、労働者(階級)から出てきた、労働力商品という特殊な商品の故の、商品交換以前の外部から生じたところの労働日の一定の「限界^{グレンツェ}」を規定する前提条件としての制限^{シュランケ}である。

この引用文で注意すべき点は、同節中ほとんど(見出しなど他に二ヵ所ほどあるが)唯一ともいるべきグレンツェ規定のマルクスの用法である。そこでは、労働日および剩余労働の限界つまりグレンツェ規定は、単なる商品交換法則そのものの性質から「なんら生じない」と明言していることである。つまり労働力商品の売買には、賃金とは異なり、労働時間の長さを契約時に個々人で決定しえない(今日のパートなら多少別だが)ため、労働者達は標準的な労働日を掲げて集団的に団結せねばならないというのである。資本家は、契約時に、「最適労働日」⁶¹⁾どころか、賃金据えおきで「労働日をできるかぎり延長し」結

60) マルクス、B. 23, S. 249, ②398~399頁。

61) ヒックス著、内田忠寿訳『賃金の理論』1965、「産出量が極大にされる労働日の長さは、それに対して雇い主が最高賃金を申し出るにやぶさかでない労働日の長さであろう(……略——武井……)。しかし、この『最適』労働日は、最高賃金を与↗

局「労働者の生存時間を短縮することによって、ある与えられた諸期限内における労働者の生産時間を延長」⁶²⁾ しようとしたのである。

“Eight hour’s work, eight hour’s sleep, eight hour’s play make a just and healthy day”⁶³⁾ というイギリスの古い諺があるそうだが、資本家は、契約時に8時間労働つまりそのような類いの「労働日の限界」^{グレンツェ}を決して提案してくれるわけではないのである。だからシュランケ規定、階級闘争を媒介とする規定の登場となったのであった。

シュランケ規定とグレンツェ規定との労働日の「限界」に関する区別を発見した萩原氏は（そして山本氏も）、マルクスが Schranke と Grenze とを同義語としても用いたとしているが⁶⁴⁾、大島清氏らの見るところでは、論理学上の一貫した判別が第1節だけでなく、第8章さらには、『資本論』全体、そして全マルクスの叙述ですら施されている⁶⁵⁾。

「限界は制限となる」という大島氏のヘーゲル的表現を借りれば⁶⁶⁾、労働日の限界グレンツェすなわち、労働日「それ自体の肉体的規定」つまり資本家の

→えるであろうとはいへ、この産出量最適度が眞の均衡的長さであるということにはならない。」(93頁)

62) マルクス、B. 23, S. 281, ②457頁。

63) 斎藤 一『労働時間』1948年、76頁。

64) 萩原、前掲、299頁。山本哲三、前掲、66頁。

65) 『資本論』については、先の註57) であげた大島清氏の研究がそれを示している。

またわれらの杉原四郎氏も、『経済学批判要綱』におけるこの区別の存在に気づいている。小稿の観点形成のきっかけとなった引用文だった。

杉原四郎『経済原論』、104頁（注50）。

66) 大島氏は、早くに次のように言う。「さてマルクスが、右の二つの引用文その他で用いている『限界』と『制限』という言葉は、おそらくヘーゲル哲学の概念を踏襲したものと思われる。ヘーゲルによれば、限界はあるものそれ自体の内在的規定である。すなわちあるものの限界とはそのものの本性なのである。あるものは、その限界においてのみあるものである。あるものはつねに与えられた限界のうちにあり、限界づけられた begrenzte ものである。しかし、同時にそれは、自己の矛盾の発展によって自らの限界をのりこえようとする本性をもっている。あるものが自己自身のなかで、与えられた限界をのりこえようとするとき、その限界があるものの否定者となるとき、限界は制限となる。」（前掲書、259～260頁）

望むような自然日全体にまで及ぶ延長限界は、「工場法の自己運動」⁶⁷⁾を包摂するいわば労働日の自己運動における「矛盾の発展」により、その限界の敵対者、対立物たる労働力商品に属する肉体的・精神的制限シランケが現われ、相互の闘争を通じて否定され、時短というより高次な意義をもつシランケに不斷に転化するのである。

このような論理は、たとえば、次のようなマルクスのシランケ規定とグレンツェ規定が組み合せられた一文により一定の信憑性をえるだろう。

「第6節 標準労働日獲得のための闘争。法律による労働時間の強制的
シランケ
制限。1833-1864年のイギリス工場立法

資本が労働日をその標準的な最大限まで延長し、次いでこれを超えて12時間
という自然日の限界^{グレンツェ}にまで延長するのに数世紀を要したが、そのあとこんどは、18世紀の最後の三分の一に大工業が誕生して以来、なだれのように強力で無制限な突進が生じた。風習と自然、年令と性、昼と夜とのあらゆる制限^{シランケ}が粉砕された。」⁶⁸⁾

だからマルクスのグレンツェ規定の厳密な意義は、萩原・山本両氏の想像するように抽象的に合理的にあるいは自生的にあるべき「標準労働日の長さそのものを意味する」⁶⁹⁾ものではなくて、本来資本家の無制限な労働時間を意味し、

67) 上杉捨彦「資本論におけるイギリス工場法の取扱いについて」（森戸、大内共編、前掲書）

「工場法は一方では、程度の差はあるがその適用対象を次第に拡張し一般化する傾向をもつと同時に、他方では例外規定による原則の否認・かっての労働時間（たとえば12時間）のあらたに規制された労働時間（たとえば10時間）への凝結・個々の部面でうけた国家の統制を他の部面で埋め合わせる資本の本性・などのゆえに、つねにいわば自己を否定する傾向をもっている。工場法の自己運動というべきものである。」（同、195頁）

労働時間の自己運動は、その強制的制限を象徴する工場法の自己運動とは逆の方向であるが、大島氏は、資本家による無制限な限界^{グレンツェ}の追求を法的に規制する制限規定である工場法における資本家の制限に対する限界^{シランケ}への「否定」として裏側から運動を描いている。

68) マルクス、B. 23, S. 249, ②480頁。

69) 萩原、前掲、299頁。

山本哲三「労働日と階級闘争」、138頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

この意味でその限界、グレンツェなるものは「なんら」法則的に科学的に存在しないということを表現しているのである。もちろん、グレンツェ規定そのものは、労働者階級の制限シランケ実現過程を通過することによって一定の均衡、妥協の産物として表面的には「労働日の限界」として法的な「強制的制限」である「標準労働日の長さそのもの」として現象し、表現されもするのである。だがそれも、資本制下の剩余価値生産の無制限性を含み、未だ制限によって止揚されていないことを示しているにすぎないのである。

しかるに、両氏は、素朴なグレンツェ規定から出発したためマルクスのグレンツェ規定の階級的、論理的意義の区別を見逃し、その規定を「明確」にするためあてどもない解釈の旅に出るのである。

先に引用したマルクスのグレンツェ規定に関する「商品交換そのものの本性」からの無拘束性の言及に対して、萩原氏は、「以上がマルクスによってなされた労働日のグレンツェ規定である。マルクスのグレンツェ規定は、論理的には一見きわめて明快に見えるのであるが、詳細に検討してみると、意味があいまい不明確である。グレンツェ規定に関して、少なくとも次のような三つの解釈がなり立ちうる」⁷⁰⁾としている。本節冒頭の図解第⑦図の記号と同様な表記をもって「シランケ規定を所与とし、労働日のグレンツェは労資の力関係によって、BとCの間のいずれかの点X（本稿ではC_x点——武井）において決まる」という第一の解釈（これは前節の宮川説に近い——武井）、「労働日のシランケが『弾力性』をもっているということから」「シランケを画する点Cそのものを線分BD上のいずれかの点上に決定する」第二の解釈（これは、最小限のB点に限定しなければ先の内海説に該当しよう——武井）、そして、「点Cは一定の固定性をもっているものとしたうえで、固定された点C_上にグレンツェがどう決定されるかを問題にするのがグレンツェ規定であるとする」のが第三の解釈である。そしてこの最後の第三の解釈が萩原氏のいう「最も正確な解釈」であると「断定」する⁷¹⁾。

さらに萩原氏は、マルクスの労働時間論に「若干の再検討されるべき問題が

70) 萩原、前掲、302頁。

71) 萩原、同上、302～304頁。

含まれている」とし、まず「賃金は労働力の価値どおりに決定されるという前提」が「あたかも雇用条件（賃金）の実際の取引において労資が立脚する原則の如きものとしてしまっている」とした上で、「賃金と労働時間の決定は、労働契約においては同時に統一的になされているものと考えるべきである」るから、「労働時間論の展開において『商品交換の法則』を論理的媒介項におくことは、事態適合的な抽象とはいえないし、『商品交換の法則』を媒介項にする必要性は全くないといえる」⁷²⁾と異議申し立てする。

だが既にふれたように、賃金は契約時に個々で選択可能であるし、年令・性別・経験等の労働者側の状態で相当の幅をもっているが、パートタイマーでもないかぎり通常の労働者の労働時間は、形式的には契約時賃金と一緒に括して決まっていると考える「べき」だが、今日でも実質上、個々人が自由に選択できないし、契約上の労働時間、休日等すらが守られていないのである。萩原氏が剩余価値説を否定するなら別だが、まさに氏も言うように賃金は「商品交換の法則」により契約時に決まり、少なくとも必要労働時間として労働力を提供することを「統一的」に要求されるのであるが、資本家は労働者のシェーランケを無視し自らのグレンツェに基づき労働時間を延長しようとするのであり、また実際にしたとマルクスは実証しているのである。そしてまさに剩余労働時間の延長の事実こそ、労働時間契約の非個人性（厳密には賃金自体もそうであるが）、反商品交換性を示すばかりでなく、価値どおりの販売という前提を突き崩し（絶対的）剩余価値学説展開の礎ともなったのではないだろうか。

氏のグレンツェ第三解釈からも察せられるように、図の点Cつまりシェーランケ規定が「一定の固定性をも」ちグレンツェ規定がそこに「どう決定されるかを問題にする」ことは、同僚の山本哲三氏が批判したように「シェーランケ規定とグレンツェ規定が一体化されてしまうわけで、両者が当初内容的に区別されて概念化されたことの意義が、全く不明にされてしまうことにな」⁷³⁾るのである。

萩原氏の誤った解釈の原因は、氏自身は気づいていないが、宇野氏同様勢

72) 同上、304～305頁。

73) 山本哲三、「労働日考（一）」71頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

力説から離れようとして氏のグレンツェ規定、労働日の長さを、驚くほど素朴につまり先の諺の語るが如く没社会的に一種のシュランケ規定として前提にし、固執している点にある。「労働日の長さは、一自然日から労働力の再生産に必要な生活時間を引いた残りの時間の長さで決まる、と前提してなぜいけないのであろうか。むしろ、労働日の長さをこのように規定した方がはるかに科学的である」⁷⁴⁾と。ここには、残りの時間が剩余労働時間であり、その労働がどういう社会のもとで行なわれているかという問題意識は一切ない。もちろん本来の限界と制限の区別、前者から後者への時短運動による「止揚」の考察も無に帰していかざるをえない⁷⁵⁾。

以上のような萩原説は、これまでに見たように基本的には「労働時間論の中心テーマはシュランケ規定にあり、マルクスのいわゆるグレンツェ規定はシュランケ規定に解消され」⁷⁶⁾、勢力説を文字通り去勢したのである。マルクスのグレンツェ規定が勢力説と強く結びついているその規定をシュランケ規定に解消することで勢力説を回避した萩原氏に対し⁷⁷⁾、一層マルクス批判を徹底し、「シュランケ規定の放棄とグレンツェ規定の勢力決定説への解消」⁷⁸⁾を企てたのが山本氏であった。シュランケ規定はおくとして⁷⁹⁾、氏の新しいグレンツェ

74) 萩原、前掲、305頁。

75) たとえば、時短について「労働時間は、労働力の再生産に必要な生活時間が長くなるに従って、短縮されていかざるをえない」(萩原、前掲 309頁) という牧歌的話になってしまふ。

76) 萩原、前掲、306頁。

77) といつても、萩原氏がマルクスのシュランケ規定を全面的に擁護しているわけではない。むしろ別の介在物がシュランケ規定を押しのけてしまう結果になっていく。

「労働日のシュランケは『一般的な文化水準』によって規定されている、とマルクスは指摘している。……しかし、実質賃金の上昇あるいは労働力再生産のための生活時間の拡大に起因する労働時間の短縮は、生産力の発展——マルクスの言葉によれば『一般的な文化水準』の上昇——によって必然的にたらされるとは言えない。生産力の発展とともに実質賃金の上昇可能性あるいは、労働時間短縮の可能性は労働市場の需給関係に媒介されることによって、はじめて現実性を獲得する。」(前掲、306頁)。

78) 山本哲三「労働日考（一）」73頁。

79) 氏の「シュランケ規定の放棄」についても、単に氏が勢力説を排除しようとする

規定だけ一言ふれておく必要がある。

「では一体、労働日のグレンツェは如何に規定されるべきか。いま、一定の資本蓄積の発展段階を想定し、労働日以上の労働条件を一定と仮定する。点Cを最小限度、点Dを最大限度とすれば、労働日のグレンツェAXは、点C・D間にある所与の大きさとして任意に与えられよう。剩余価値論の次元で、AXを一定の大きさとして前提するのは、労働力の価値通りの売買の前提と同様、正しい抽象といわねばならない。労働日は自然日と労働日の生活時間の差額である。」⁸⁰⁾

労働日は生活時間を引いた自然日の残り、これは剽窃と思えるぐらい萩原氏の結論と全く同じである。相違点は、生活時間の形容詞として「労働日の再生産に必要な」がついていないことである。もし萩原氏の場合のように「必要な」がついていれば、必要以上の生活時間たとえば第⑦図における自由時間($C_s - C_a$)等、新しい問題が生じグレンツェは確定しえなくなるし、もしかなければ、生活時間が規定されない限り、「差額」も出てこないことになる。山本氏は、その生活時間がどうして「一定の大きさ」と言えるのか、続けて次のように書いている。

「……労働者の生活資料の範囲が、経済外的な要因によらず、資本蓄積過程で決定される関連にあったことは、労働者の生活時間も経済的に規定されうるものであることを意味しよう。つまり労働力の価値が、所与の一定な必要労働時間として前提されたのに対し、労働者の生活時間も一定の大きさとされてよく、このことはまた、必然的にAX一定という論理を導き出すのである。換言すれば、労働力の価値が等価で交換されると前提される如く、その使用価値規定にあってもノーマルな消費が前提されねばならないのである。」⁸⁰⁾

階級闘争がいかなる意味をもつかについては、後で少しふれるが、氏は生活

→ため自ら陥った誤った解釈といわざるをえない。労働時間のための階級闘争を、
その基盤をなす労働者の労働力商品としての制限を、「グレンツェが階級闘争で決
定される限り」「事実上そのレーザン、デートルを喪失しており、その概念化は最
初から不要であったという」乱暴なものである（前掲、66頁）。

80) 山本、同上、87頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

時間が「資本蓄積過程」にもとづく「ノーマルな消費」によって決定されることに疑問を抱いていない。だがその資本蓄積や消費自体いかなる量であり、どのように生活時間の決定に至るのかという問題が残っている。たとえ、いくばくかのそれらの量が決まっても、それが「必要」か否かは問わないとしても、そして蓄積や消費の発展が生活時間の拡大だと認めて、労働時間論の次元においてはその一定の蓄積なり消費なりの量を、一定の生活時間の長さと必然的に結びつける理由は何もない。最大限度のシュランケ規定内においては、食事時間という消費時間が生活時間を規定しうるが、今日、CDを「消費」する自由時間ではもはや生活時間を規定しえないことは明白である。この規定にも原理的には、生活者としての労働者と資本家の対立があるのみであろう。

ともあれ、山本氏の言いたいことは、「労働市場こそ労資の権利が対立する場所であり、またそこにおける基本的な力は、階級闘争ではなく、自由競争すなわち労働力商品の需給関係なのである」⁸¹⁾ということにあるとしたら逆に氏の方が極めて「イデオロギー的な仮説」⁸²⁾を色濃くもつものといわざるをえない⁸³⁾。適切な資本蓄積やそのノーマルな消費が労働力商品の交換を通じて生活時間を決定するという素朴な均衡論的資本主義美化は、過剰な資本蓄積とそこからの相対的過剰人口の増大が単なる需給関係をこえて時短闘争等の階級闘争に到らざるをえない現代資本主義の矛盾を、剩余価値論を軸とした法則として把握する道を大きくはずれるものといえよう。

宇野学派の労働時間論について考察してきたが、最後にもう一つ、労働時間

81) 山本、「労働日考（一）」、86頁。

82) 山本、同上、61頁。

83) ただし氏の名誉のために言いそえるならば、「労働力商品の交換条件」を示す労働「契約関係は、しばしば競争ではなく力関係によって左右された」ことを承認している。では何故、その事実が「捨象」されたのであろうか？そこには宇野弘蔵氏の原理論体系が「レーザン・デートル」を放っているのである。

「だが他面では、両者（労働運動の激化や国家権力介入の要因をなしたこと——武井）は『原生的な労働関係』を克服し、資本・賃労働関係を社会的に正常な軌道にのせる作用を結果的に果したわけで、労働日短縮運動及び工場法がかかる枠組みとしての機能を果していた限りで、それは原理的に捨象されうるのである。」（同上、88頁、注(1)。）

を決定し短縮していく階級闘争の役割について資本主義法則との関わりで考えてみよう。

宇野派の人々は、労働時間の決定メカニズムに関する考察でも明らかになつたように、階級闘争による決定いわゆる勢力説を否定しようと邁進したが、さらに一般的に、階級闘争とその結果生じる様々な経済現象——この場合、労働日の標準化さらに短縮傾向——を資本主義生産様式の法則つまり資本による剩余価値生産とその諸矛盾との相互関係から原理的に分離する傾向があるようと思われる所以である。

たとえば、本山貞一氏は、次のように述べている。

「標準労働日や現実の労働日の長さがどのように決まるかを具体的に明らかにするのは、原理論の問題ではなく階級論および現状分析の問題である。マルクスが『労働日延長のための強制法』と『労働時間の強制法による制限』とを資本主義の歴史的な発展に対応するものとして説き、また工場法をめぐる攻防についてのべるとき、その文脈にはこのことがすでに含意されていた。」⁸⁴⁾

果してマルクスは、労働時間の問題をただ歴史発展の段階を示すものとしてのみ叙述し資本主義法則の中で位置づけることはなかったのであろうか？既に本稿で述べてきたことからも一定程度明らかになったように、労働日をめぐる闘争は『資本論』の剩余価値学説の根本をなす絶対的剩余価値生産の量的帰趨を規定するものである。なのにどうして労働時間の延長あるいは短縮が資本主義経済の発展法則と基本的に無関係と言わねばならないのだろうか。

氏はその根拠の一つをマルクスの『資本論』第一版序文に求め「ところで、マルクスは標準労働日の決定という歴史的・現実的問題が、資本主義の一般的な運動法則とどのような関係にあるかという問題を、それ自体としては論じていない。『資本論』の他の章では歴史的事実が理論の例証としてのべられることが多いが、この章での標準労働日の決定という問題はたんなる理論の例証ではなく、第一版序文にあったように理論的展開にとっては異質な問題の挿入となることを承知でマルクスは論じているのである。労働者階級の現実的状態に

84) 本山貞一「標準労働日と社会政策論争」(佐藤・岡崎・降旗・山口編『資本論を学ぶⅡ』1977年) 92頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

直接かかわる問題として、マルクスが重視していたためである。しかしこのため、かえってこの章の理解に混乱が生じたこともまた事実であった」⁸⁵⁾と説明している。

だが実際マルクスの序文を見ただけでは、労働時間論を説いた第8章を当時の労働者階級の現実問題に対する必要から、資本主義法則の理論展開にとっての「異質な問題の挿入」と単純に断定することはできないのである。序文は言う。

「私がこの著作で研究しなければならないのは、資本主義的生産様式と、これに照応する生産諸関係および交易諸関係である。その典型的な場所はこんにちまでのところイギリスである。……（略——武井）……

資本主義的生産の自然諸法則から生ずる社会的な敵対の発展程度の高低が、それ自体として問題になるのではない。問題なのは、これらの諸法則そのものであり、鉄の必然性をもって作用し、自己を貫徹するこれらの傾向である。産業のより発展した国は、発展の遅れた国にたいして、ほかならぬその国自身の未来の姿を示している。

しかしこの点はしばらくおくとしよう。わが国で資本主義的生産が完全に市民権を得ているところ、たとえば本来の工場では、工場法という対錐〔つり合うおもり〕がないために、イギリスよりもはるかに状態は悪い。……（略——武井）……

そのためには私は、ことにイギリスの工場立法の歴史、内容、成果にたいして、本巻のなかでどのように詳しい叙述のページをさいたのである。一国民は他の国民から学ばなければならないし、また学ぶことができる。たとえある社会が、その社会の運動の自然法則への手がかりをつかんだとしても——そして近代社会の経済的運動法則を暴露することがこの著作の最終目的である——その社会は、自然的な発展諸段階を飛び越えることも、それらを法令で取りのぞくことも、できない。しかし、その社会は、生みの苦しみを短くし、やわらげることはできる。」⁸⁶⁾

85) 本山、同上、90頁。

86) マルクス、B. 23、S. 12~15、①9~12頁。

確かに字づらを見れば、最初の段落で『資本論』の目的としての資本主義経済法則にふれ、第二段落でその法則とは「異質な問題」として「社会的な敵対」つまり階級関係が示された後、第三段落でその問題の文脈の中で工場法が扱われているように思える。

だが最後の段落でマルクスが強調している「他の国民から学ぶ」必要のある工場法が、どうして「その社会の運動の自然法則への手がかり」となるのであろうか。第二段落でいう「異質の問題」とは、「社会的な敵対」そのものではなくその「発展程度の高低」ではないのか。もともと第一段落でいう「生産諸関係」とは、資本主義生産を行なう場合の社会関係、生産手段と労働力との分離にもとづく人間関係であるとすれば、それは第二段落の敵対的階級関係そのものをも指すのではないだろうか。

そうだとしたら、序文でマルクスは、階級闘争の「高低」は本来問題にしないが、こと労働日をめぐるイギリスの教訓に学ぶためつまり本山氏のいう「歴史的・現実的問題」のため、工場法という高みからそれを描き、それを「手がかり」として、その直接の要因としての階級闘争の必然性を導出することに成功した。そして、その闘争過程を通じて労働時間における限界から制限への発展が資本主義（の絶対的剩余価値）生産における制限の一つとして位置づけられ、その自然法則そのものの一部として構成されることになる。

この問題の二重性に関しては、本山氏の立論の先駆者ともいべき上杉捨彦氏が不充分ではあるが次のように指摘していた。

「そこで理論的に要求されるのは、さきにもふれたとおり、労働日の絶対的大いさが、必要労働時間とは異なり、商品交換の本制・資本制生産の内在的法則によって直接決定されるのではないということ、および、それにもかかわらず、労働時間の法律的な制限が資本範疇の人格化たる資本家階級にとって必要とされる経済的基礎は、資本制生産そのものの内部にあるということ、の指摘である。」⁸⁷⁾

資本主義的生産法則と労働日をめぐる階級闘争との関係については、マルクス自身第8章で、両者は切り離されることなく、むしろ同一物の異なった側面

87) 上杉、前掲書前掲論文、183頁。

労働時間の短縮と利潤率の傾向的低下法則について

からの把握として両者の同一性を、次のように明け透けに語っているのである。

「すでに述べたようにこれら（工場法——武井のこと）こまかに諸規定は、労働の期間、限界、休憩を、時計の打つ音に従ってこのように軍隊式に画一的に規制するものであるが、この諸規定は決して議会の幻想の産物ではなかった。それらは、近代的生産様式の自然諸法則として、諸関係のなかからしだいに発展してきたのである。それらの法則の定式化、公的な承認、および国家による宣言は長期にわたる階級闘争の所産である。」⁸⁸⁾

階級闘争もまた生産活動と同様経済自然法則を形成するのである。もちろんそれは、自然法則の「高低」を「飛び越えること」はできないが「生みの苦しみを短くし、やわらげることはできる」のであり、より一層階級闘争自体の発展を展望できるようにするのである。

労働時間の短縮運動は、一方でそれ自体の母胎である階級闘争を発展させるつまり「それなしには、いっそうすすんだ改善や解放の試みがすべて失敗に終らざるをえない先決条件」となる⁸⁹⁾と共に、他方で、それは「生産力の発展と同じ《である》。したがって享受を禁ずることではけっしてなくて、生産のための力、能力を、したがってまた享受の能力とともに、その手段を発展させることである」⁹⁰⁾という生産関係と生産力の両面にわたるあるいは人類の全面発展の役割を担っているといえよう。

換言すれば、階級闘争の放棄は、時短の停止となり、ひいては、生産力発展の停滞、その国家の荒廃へつながるのである。

〈 次 号 へ 続 く 〉

88) マルクス、同上、S. 299、②489頁。

89) マルクス、B. 16、S. 192、全集版、190頁。「個々の問題についての暫定、中央評議会代議員への指示」

90) マルクス、『経済学批判要綱』、S. 599、③660～661頁。

